

# 猿払村地域福祉計画

(再犯防止推進計画)

《第2期 令和6年度～令和10年度》

令和6年3月

猿払村



# 目 次

第1章 地域福祉計画について	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
（1）社会的背景・目的	3
（2）地域共生社会の実現	4
2 地域福祉に関して	5
3 計画の位置づけ	6
（1）法的位置づけ	6
（2）猿払村における地域福祉計画の位置付け	7
（3）SDGsの理念	8
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	8
（1）策定委員会の設置	8
（2）アンケート調査の実施	8
（3）国・道との連携	8
第2章 猿払村を取り巻く現状	11
1 人口の動向	11
（1）人口の推移	11
（2）世帯の推移	11
（3）転入・転出の推移	12
（4）出生数の推移	12
2 子どもの現状	13
（1）園児数	13
3 要介護高齢者・障がいのある人の状況	15
（1）要介護認定者数の状況	15
（2）障害者手帳所持者	15
4 アンケート調査から見た現状	16
（1）調査概要	16
（2）アンケート調査結果	16
第3章 施策体系	35
1 基本理念	35
2 重層的支援体制整備に関して	36
（1）社会の現状と課題	36
（2）各事業の基本的な考え方	37
3 計画の体系図	38
第4章 施策の展開	41
基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	41
1 サービスを利用しやすい環境づくり	41
（1）相談支援体制の整備	41
（2）情報提供体制の充実	42
2 サービス向上の仕組みづくり	43
（1）福祉サービスの充実	43

(2) 人権の確保	44
(3) 生活困窮者への自立支援の充実	45
基本目標2 安心して暮らせる環境づくり	46
1 安心・安全を支える体制づくり	46
(1) 防犯体制・交通安全対策の推進	46
(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化	47
(3) 誰もが暮らしやすい環境の整備	48
(4) 自殺対策を視野に入れた支援の充実	49
基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり	50
1 住民がつながる場所づくり	50
(1) ふれあいの充実	50
2 地域における連携の体制づくり	51
(1) 身近な情報の活用	51
基本目標4 福祉等を支える人づくり	52
1 福祉等意識向上の体制づくり	52
(1) 福祉等意識の醸成	52
2 みんなに出番のある地域づくり	53
(1) 民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、福祉団体等の活動の促進	53
第5章 計画の推進	57
1 計画の推進体制	57
(1) 住民の役割	57
(2) 福祉サービス提供者の役割	57
(3) 社会福祉協議会の役割	57
(4) 行政の役割	57
2 計画の点検・評価・推進体制	58

# 第1章 地域福祉計画について



# 第1章 地域福祉計画について

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 社会的背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がい者、子どもなどを含めた世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指す方向性が示されました。

そして、平成30年4月に施行された社会福祉法等の改正において、「市町村による地域住民と行政等の協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野に係る共通事項を記載した地域福祉計画の策定」の努力義務化、「共生型サービス」の創設等が定められるとともに、令和3年4月に施行された社会福祉法等の改正において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「市町村の包括的な支援体制の構築の支援」等が定められ、新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

このたびの計画策定は、平成30年度に策定した「第1期猿払村地域福祉計画」が令和5年度に計画終了となることから、近年の国・道の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第1期猿払村地域福祉計画」の進捗状況の評価を行い「第2期猿払村地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

なお、高齢者や子どもを狙った事件が後を絶たない状況にあり、村民が犯罪の被害者等にならないために、令和5年度に改定された国の第二次再犯防止推進計画を基に、猿払村地方再犯防止推進計画を包含して策定します。

## (2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

猿払村においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第2期猿払村地域福祉計画」は、猿払村における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会」の実現に向けた主な動向	
平成 28 年	6 月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成 29 年	6 月 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布 (平成 30 年 4 月施行)
	9 月 地域力強化検討会 (地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会) 最終とりまとめ
	12 月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知 (策定ガイドライン) の発出
平成 30 年	4 月 改正社会福祉法の施行
令和 2 年	6 月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和 3 年	3 月 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正を通知 「重層的支援体制整備事業」の創設に合わせた策定ガイドラインの改定
	4 月 改正社会福祉法の施行 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改正

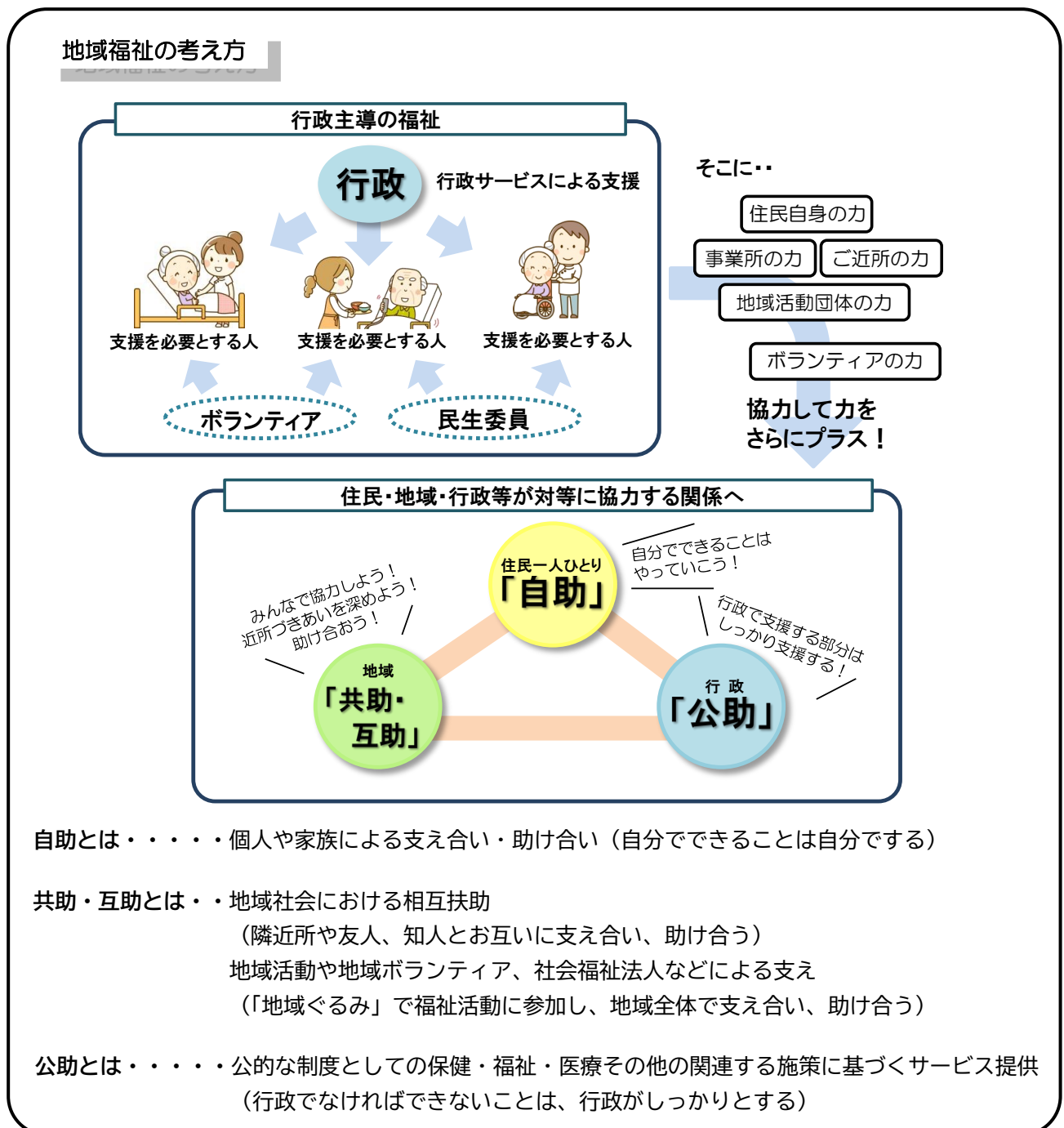


## 2 地域福祉に関して

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。



### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

また、再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき、猿払村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるものです。

#### 改正社会福祉法 抜粋（令和3年4月1日施行）

##### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

##### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

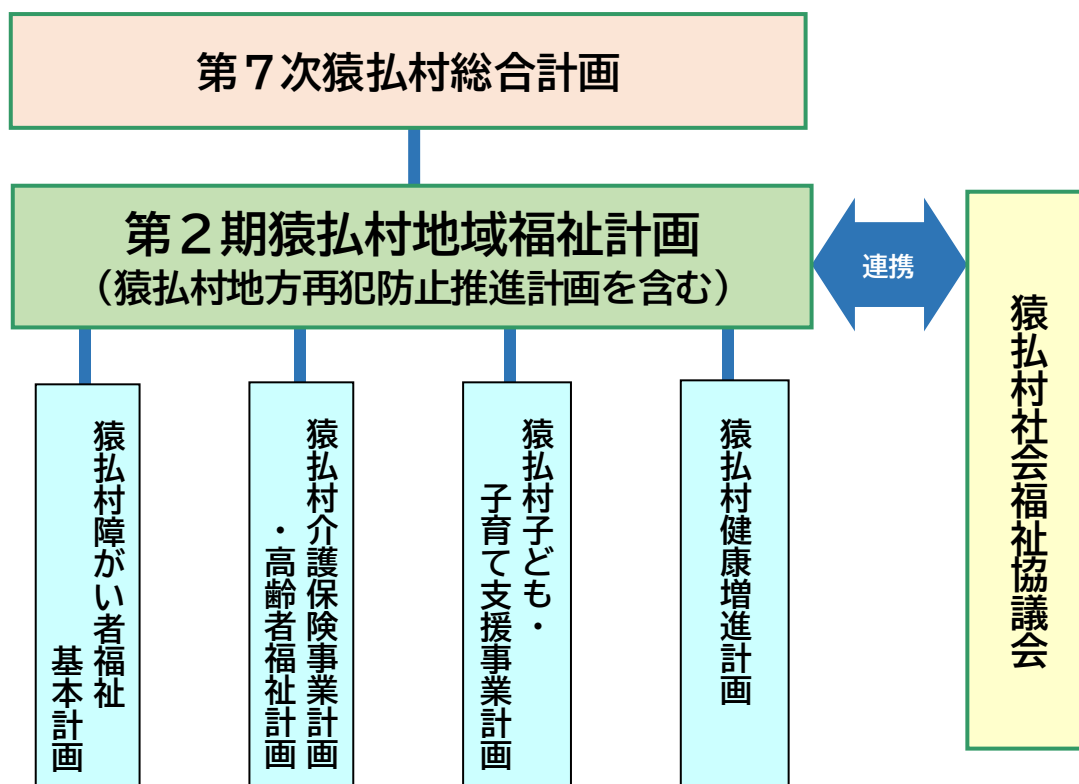
## 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日公布・施行）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

### （2）猿払村における地域福祉計画の位置付け

「猿払村地域福祉計画」は、「猿払村総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画（猿払村子ども・子育て支援事業計画、猿払村介護保険事業計画・高齢者福祉計画、猿払村障がい者福祉基本計画）との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、村民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。



### (3) SDGsの理念

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、計画期間においては計画の進捗状況や成果について検証し、状況に応じて見直しを行うものとします。

## 5 計画の策定体制

### (1) 策定委員会の設置

「学識経験者」、「民生委員児童委員」、「社会福祉事業に関する者」、「地域福祉活動に関する者」などから構成される「猿払村地域福祉計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定いたしました。

### (2) アンケート調査の実施

猿払村に居住する方を対象に、アンケート調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としました。

### (3) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行います。

## 第2章 猿払村を取り巻く現状



## 第2章 猿払村を取り巻く現状

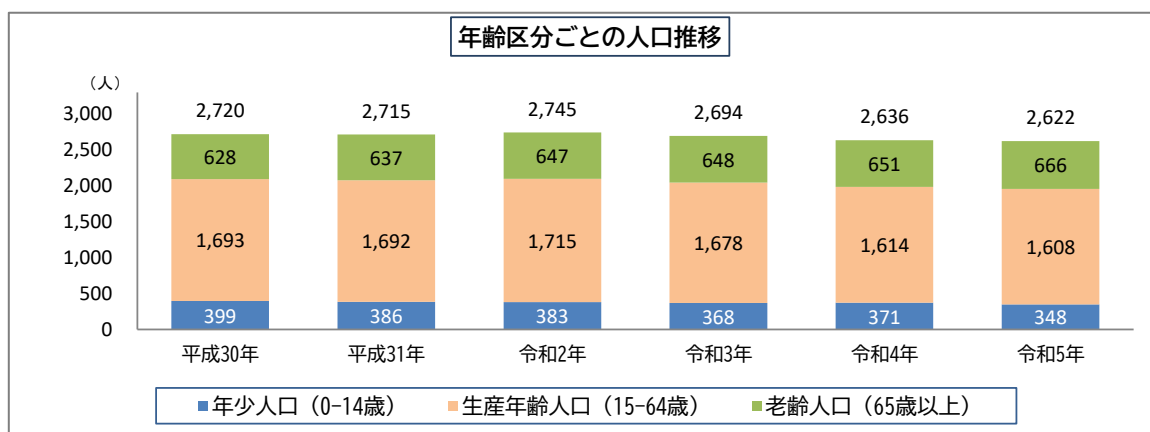
### 1 人口の動向

#### (1) 人口の推移

本村の人口は、平成30年の2,720人から令和5年の2,622人と、年ごとの変動はあるものの減少しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14歳の年少人口15～64歳までの生産年齢人口は、減少傾向で推移しています。

一方、65歳以上の高齢人口は、増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。

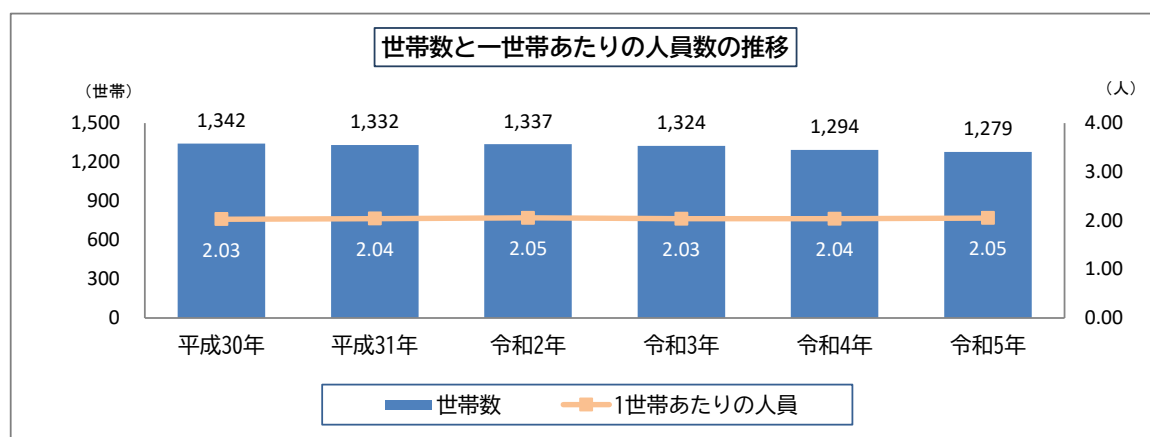


各年3月31日現在

#### (2) 世帯の推移

世帯の状況は、平成30年の1,342世帯から令和5年の1,279世帯と減少しています。

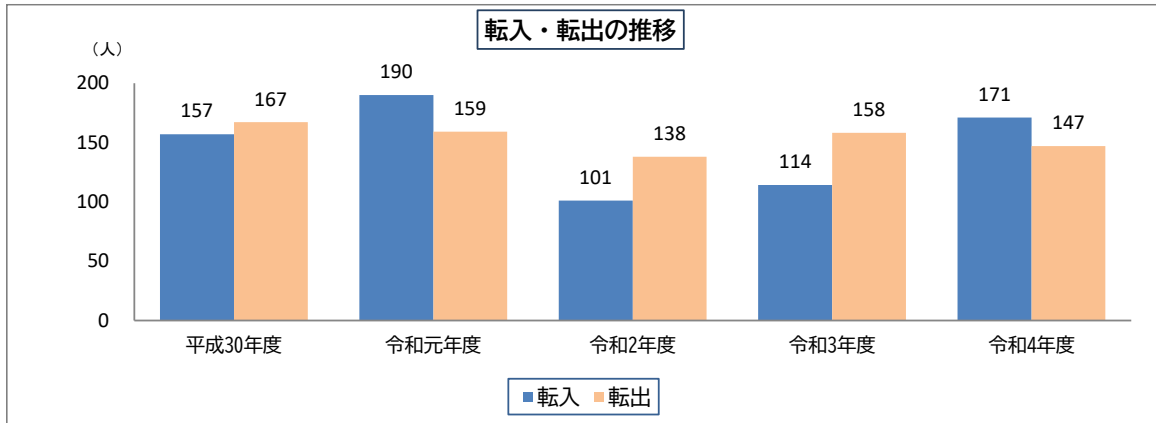
1世帯あたりの人員については、平成30年の2.03人から令和5年の2.05人とほぼ横ばいで推移しています。



各年3月31日現在

### (3) 転入・転出の推移

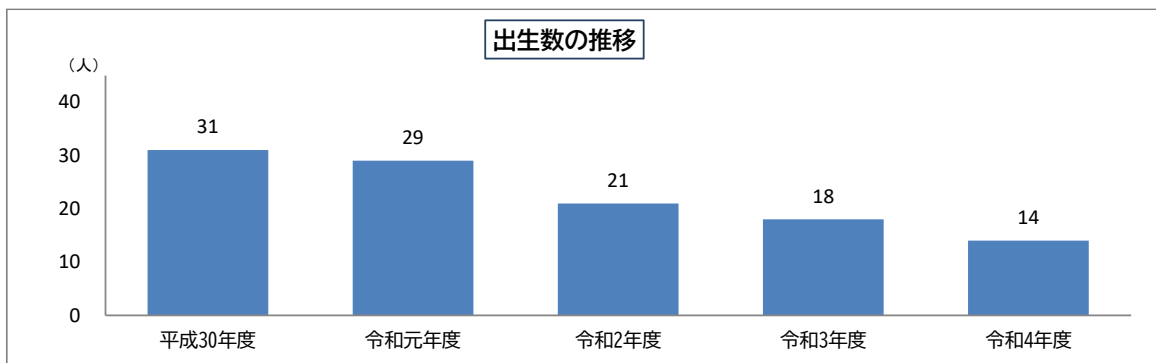
平成 25 年度以降の転入・転出の状況では、令和元年度、令和 4 年度で転入が転出を上回り、それ以外の年度では転出が上回っています。



各年度合計

### (4) 出生数の推移

出生数の状況は、平成 30 年度の 31 人から令和 4 年度の 14 人と減少傾向で推移しています。



各年度合計

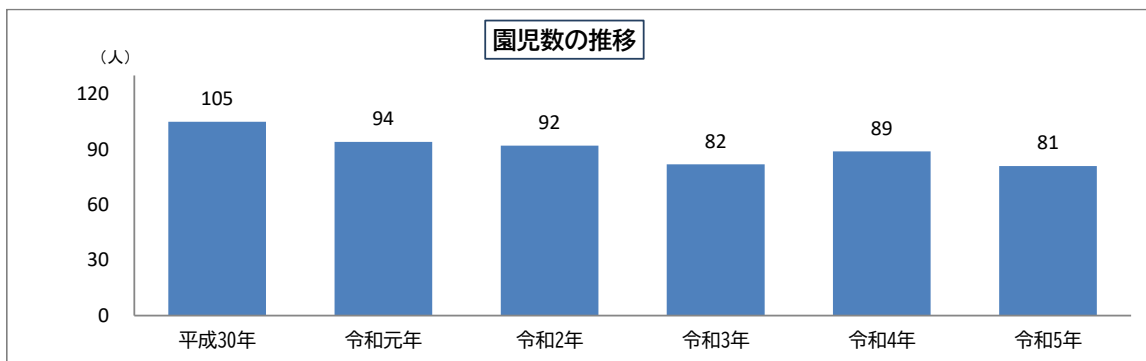


## 2 子どもの現状

### (1) 園児数

園児数の合計は、平成30年の105人から令和5年の81人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

浜鬼志別保育所は、令和3年3月に閉所しました。

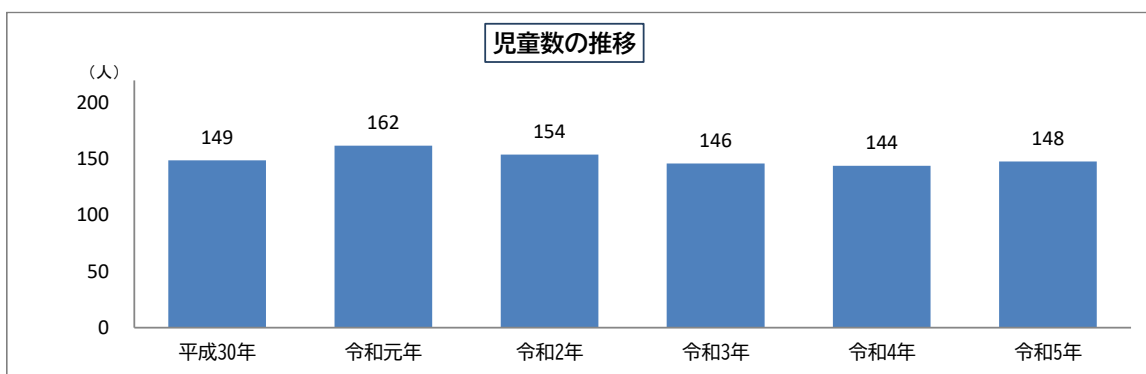


保育所名	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
鬼志別保育所	91	80	78	82	89	81
浜鬼志別保育所	14	14	14	-	-	-
合計	105	94	92	82	89	81

各年5月1日現在

### (2) 児童数

児童数の合計は、平成30年の149人から令和5年の148人と年ごとの増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。



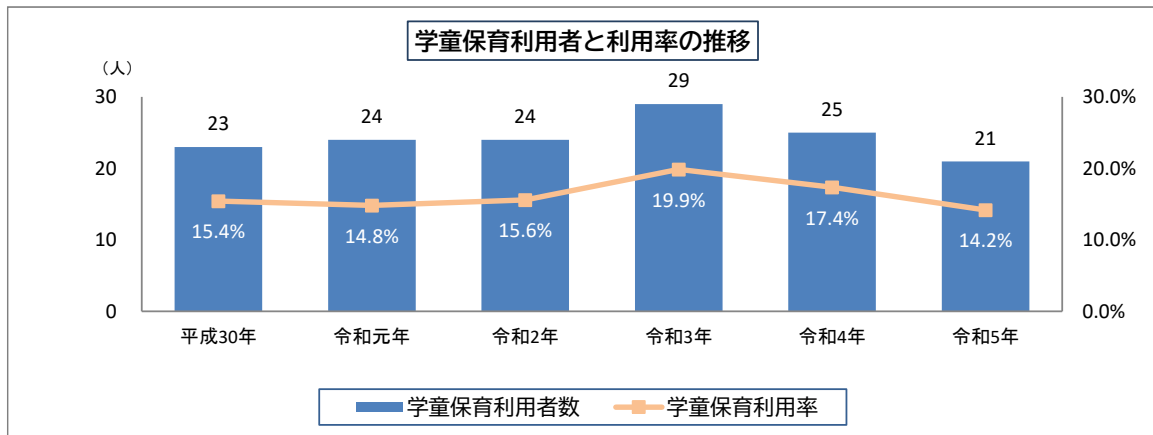
小学校名	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
鬼志別小学校	72	80	74	75	78	83
知来別小学校	23	28	30	28	28	32
浜鬼志別小学校	43	42	38	32	29	24
浅茅野小学校	11	12	12	11	9	9
合計	149	162	154	146	144	148

各年5月1日現在

### (3) 学童保育

学童保育利用者数の合計は、平成 30 年の 23 人から令和 3 年の 29 人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ。令和 5 年には 21 人となっています。

また、学童保育の利用率も、令和 3 年の 19.9%をピークに減少し、令和 5 年には 14.2%となっています。

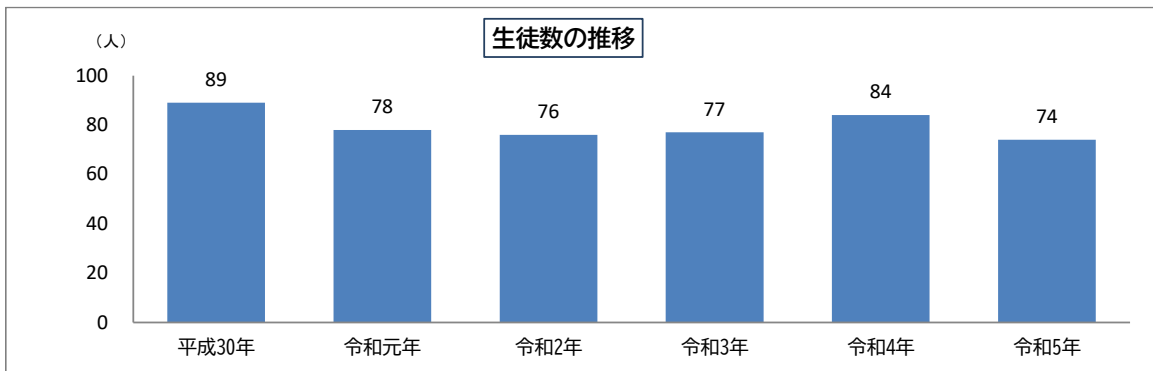


小学校名	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
猿払村児童クラブ	23	24	24	29	25	21

各年 5 月 1 日現在

### (4) 生徒数

中学校生徒数は、平成 30 年の 89 人から令和 5 年の 74 人と年ごとの増減はあるものの減少しています。



小学校名	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
拓心中学校	89	78	76	77	84	74

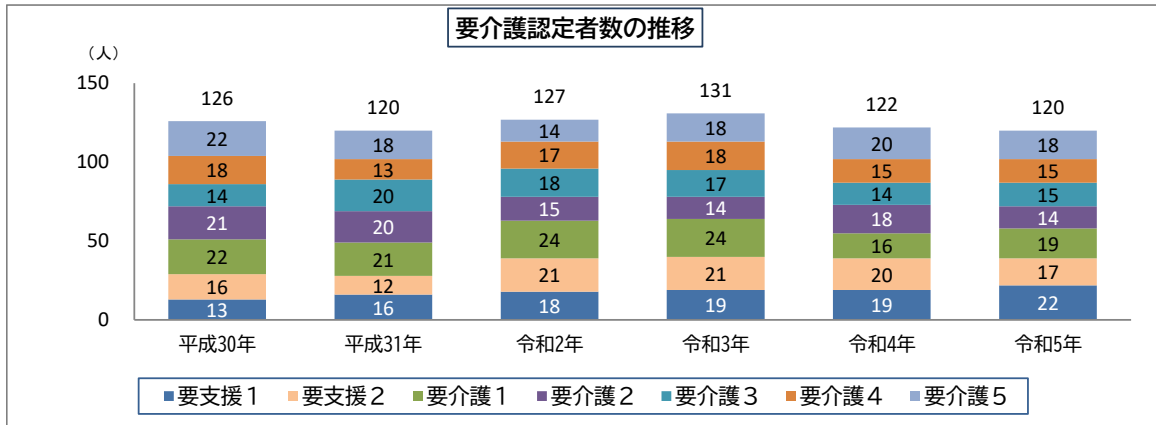
各年 5 月 1 日現在

### 3 要介護高齢者・障がいのある人の状況

#### (1) 要介護認定者数の状況

要介護認定者数は、平成30年の126人から令和5年の120人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

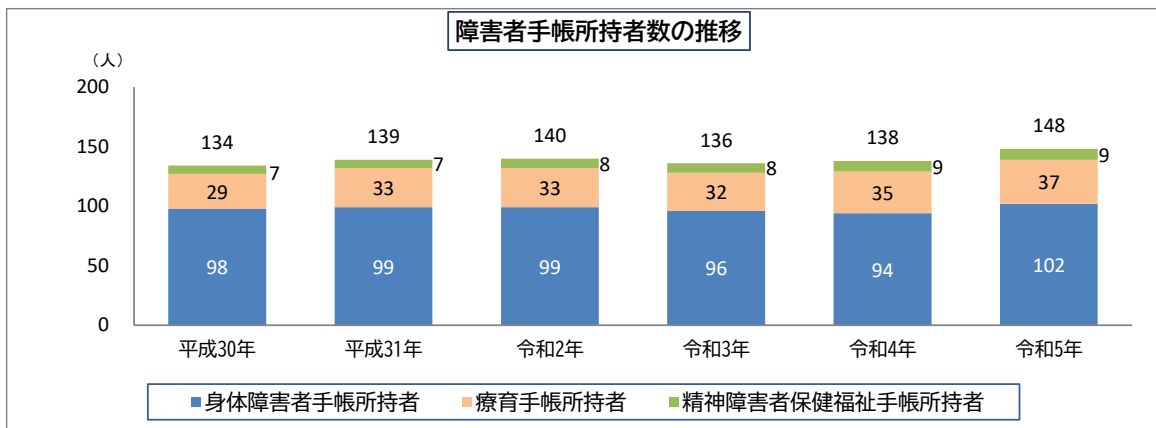
要支援・要介護度別の推移では、要支援1が増加傾向にあります。



各年3月31日現在

#### (2) 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者は、平成30年の134人から令和5年の148人と年ごとの増減はあるものの増加しています。



各年3月31日現在

## 4 アンケート調査から見た現状

### (1) 調査概要

#### ① 調査目的

本調査は、「第2期猿払村地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするために実施しました。

#### ② 調査概要

- 調査対象者 猿払村在住の20歳以上の方の中から1,000人を無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布、回収調査
- 調査時期 令和5年9月

#### ③ 回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
1,000	296	29.6%

#### ④ 集計上の注意

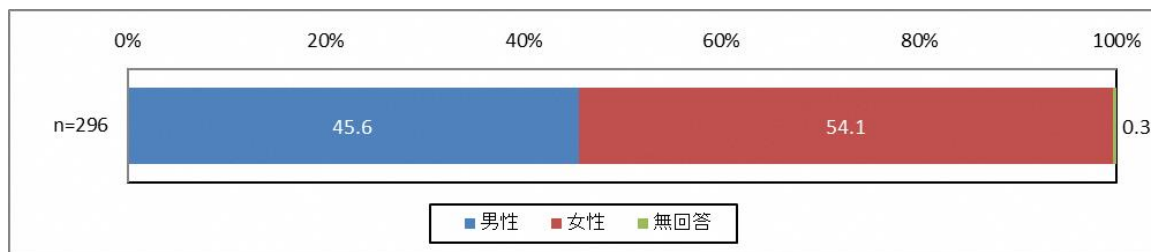
- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図表中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

### (2) アンケート調査結果

#### ① 属性

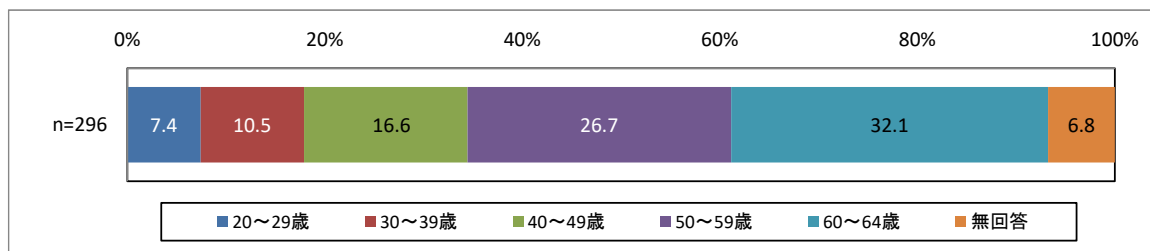
##### ○性別

「男性」が45.6%、「女性」が54.1%となっています。



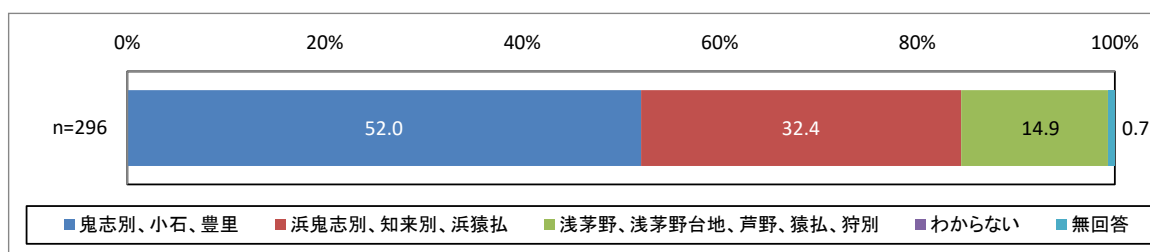
## ○年齢

「60～64歳」が32.1%で最も多く、次いで「50～59歳」26.7%、「40～49歳」16.6%の順となっています。



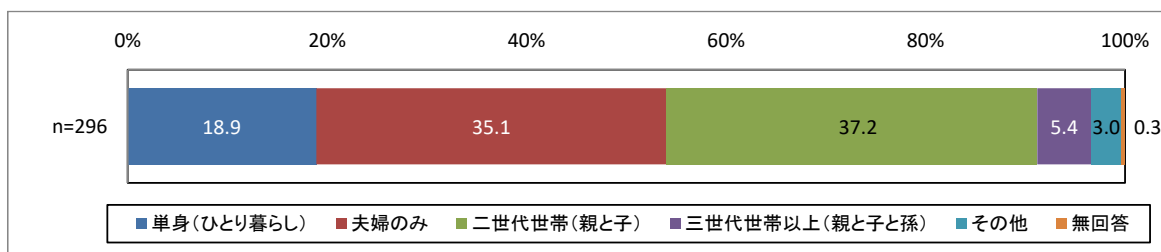
## ○居住地区

「鬼志別、小石、豊里」が52.0%で最も多く、次いで「浜鬼志別、知来別、浜猿払」32.4%、「浅茅野、浅茅野台地、芦野、猿払、狩別」14.9%の順となっています。



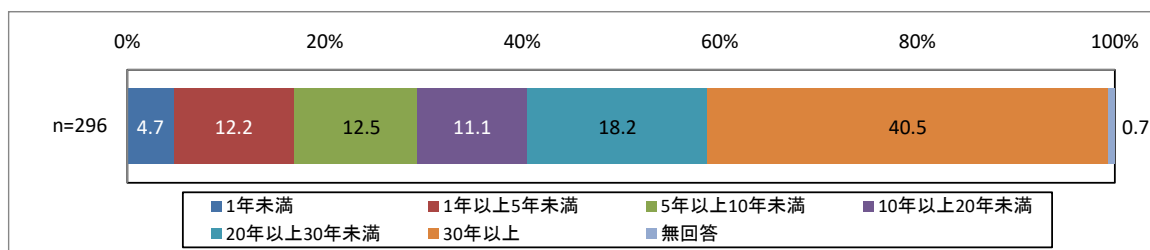
## ○家族構成

「二世世代世帯（親と子）」が37.2%で最も多く、次いで「夫婦のみ」35.1%、「単身（ひとり暮らし）」18.9%の順となっています。



## ○居住年数

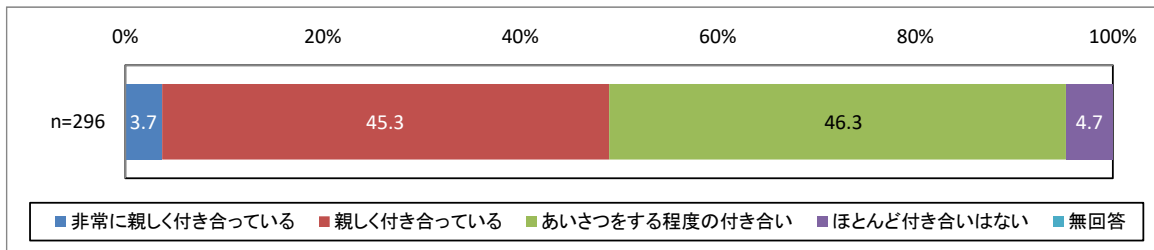
「30年以上」が40.5%で最も多く、次いで「20年以上30年未満」18.2%、「5年以上10年未満」12.5%の順となっています。



## ② 「地域」との関わりについて

### 問1 近所づきあいの程度

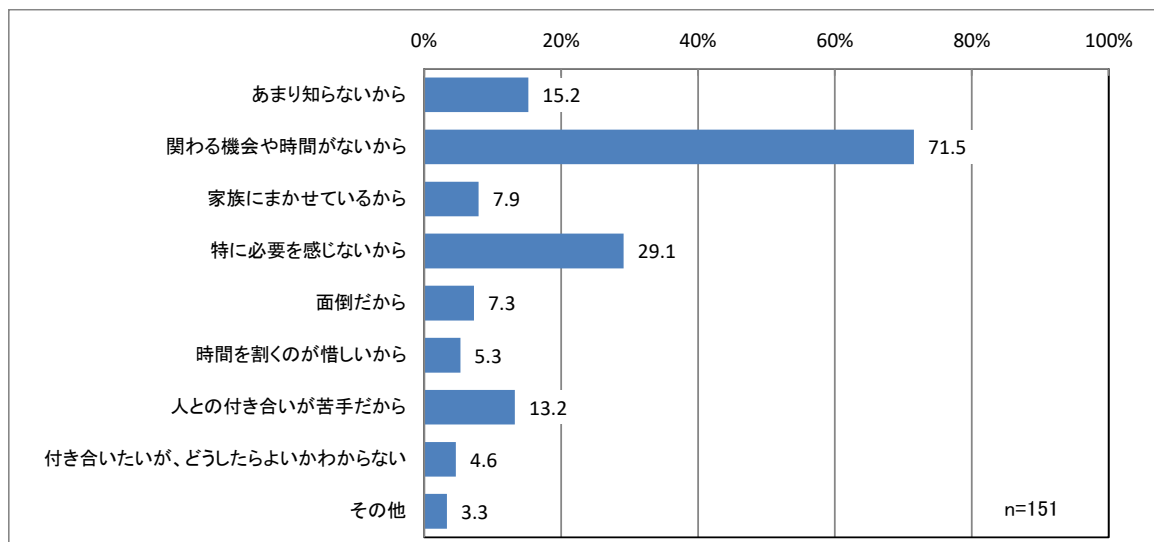
「あいさつをする程度の付き合い」が 46.3%で最も多く、次いで「親しく付き合っている」45.3%、「ほとんど付き合いはない」4.7%の順となっています。



問1で「3. あいさつをする程度の付き合い」「4. ほとんど付き合いはない」と回答した方におうかがいします。

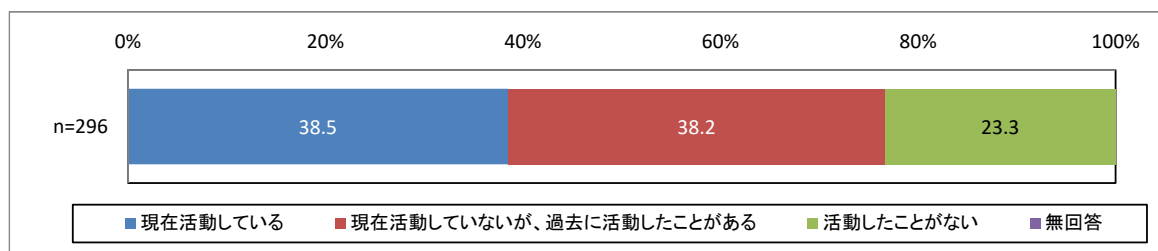
### 問1-1 近所づきあいがない理由（複数回答）

「関わる機会や時間がないから」が 71.5%で最も多く、次いで「特に必要を感じないから」29.1%、「あまり知らないから」15.2%の順となっています。



### 問2 地域活動への参加の有無

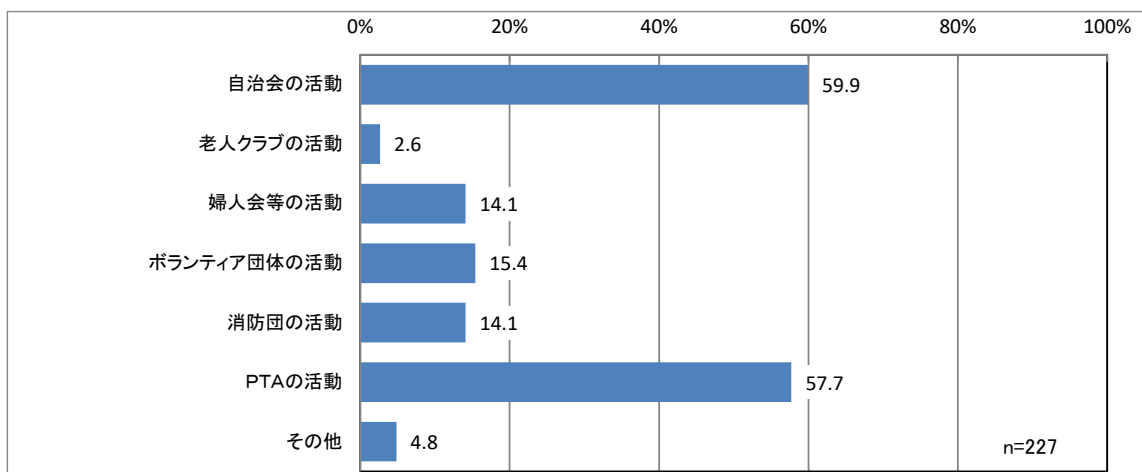
「現在活動している」が 38.5%で最も多く、次いで「現在活動していないが、過去に活動したことがある」38.2%、「活動したことがない」23.3%の順となっています。



問2で「1. 現在活動している」「2. 現在活動していないが、過去に活動したことがある」と回答した方におうかがいします。

### 問2-1 活動内容（複数回答）

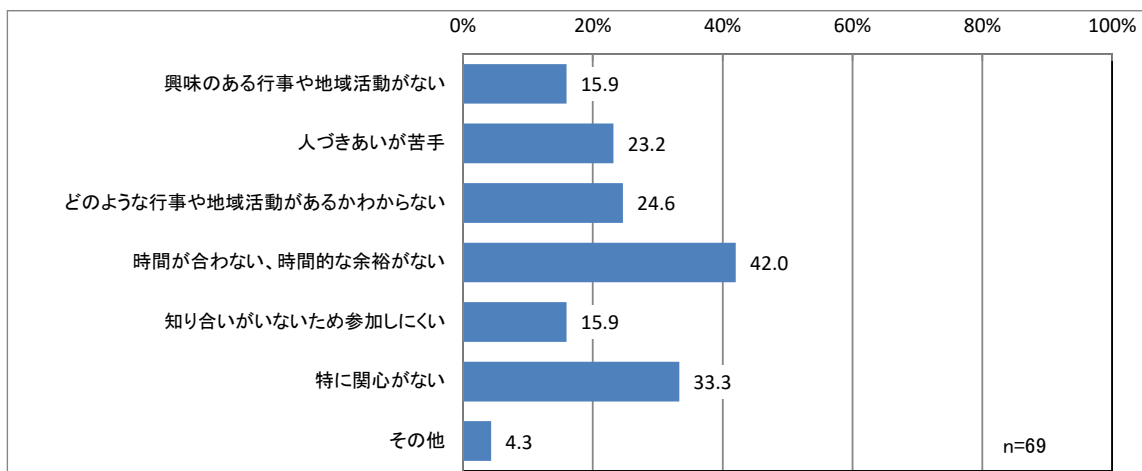
「自治会の活動」が 59.9%で最も多く、次いで「PTAの活動」57.7%、「ボランティア団体の活動」15.4%の順となっています。



問2で「3. 活動したことがない」と回答した方におうかがいします。

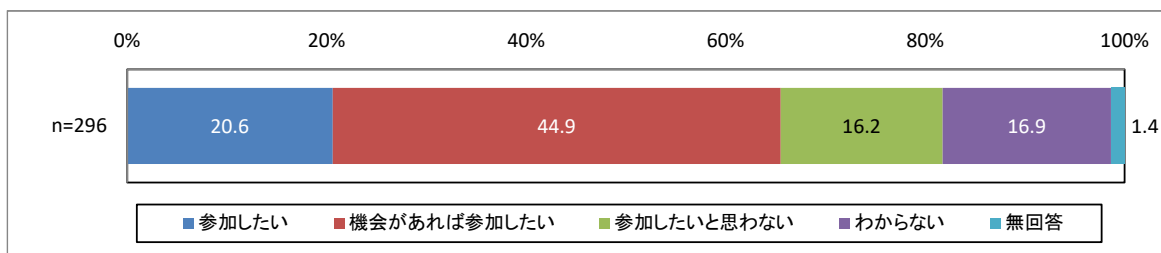
### 問2-2 活動したことがない理由（複数回答）

「時間が合わない、時間的な余裕がない」が 42.0%で最も多く、次いで「特に興味がない」33.3%、「どのような行事や地域活動があるかわからない」24.6%の順となっています。



### 問3 地域活動や行事への参加意欲

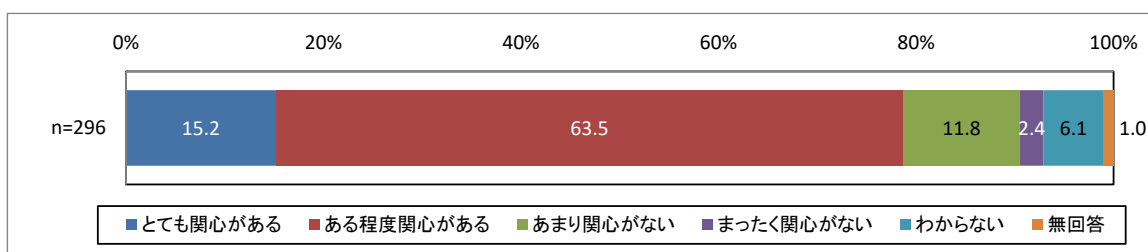
「機会があれば参加したい」が44.9%で最も多く、次いで「参加したい」20.6%、「参加したいと思わない」16.2%の順となっています。



### ③ 「福祉」について

#### 問4 福祉への関心について

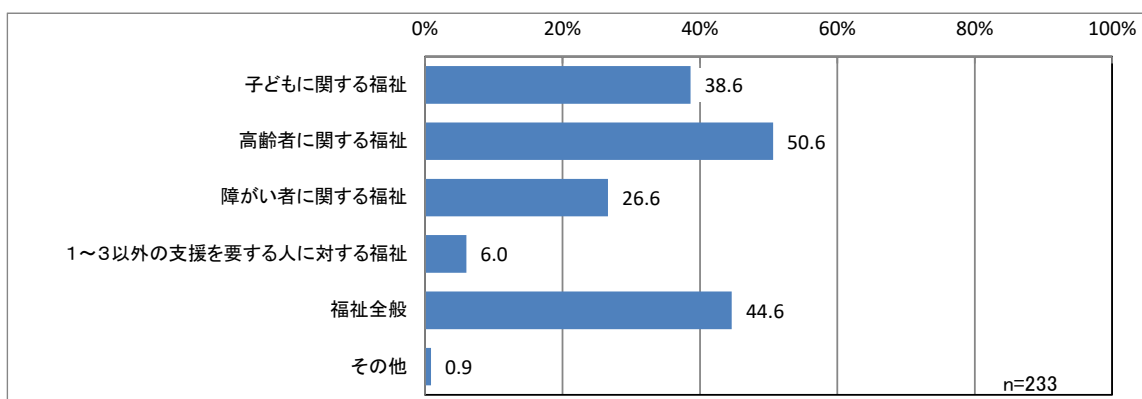
「ある程度関心がある」が63.5%で最も多く、次いで「とても関心がある」15.2%、「あまり関心がない」11.8%の順となっています。



問4で「1. とても関心がある」「2. ある程度関心がある」と回答した方におうかがいします。

#### 問4-1 関心のある分野について（複数回答）

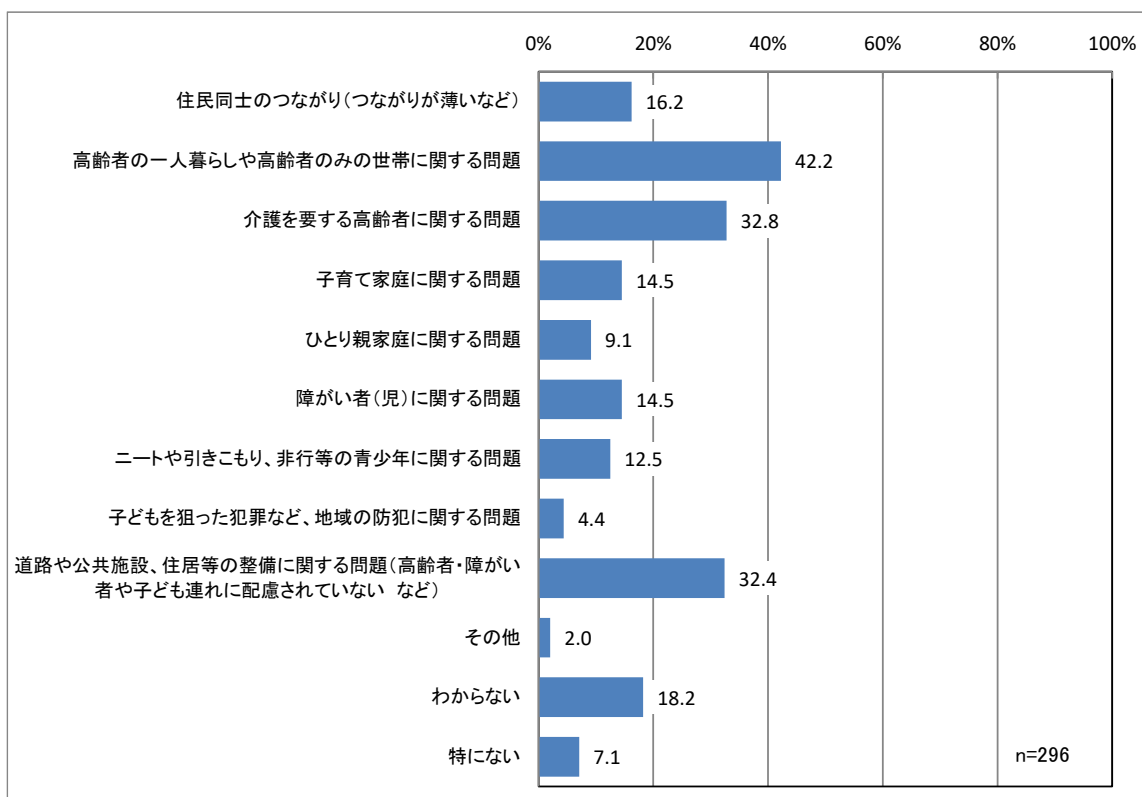
「高齢者に関する福祉」が50.6%で最も多く、次いで「福祉全般」44.6%、「子どもに関する福祉」38.6%の順となっています。





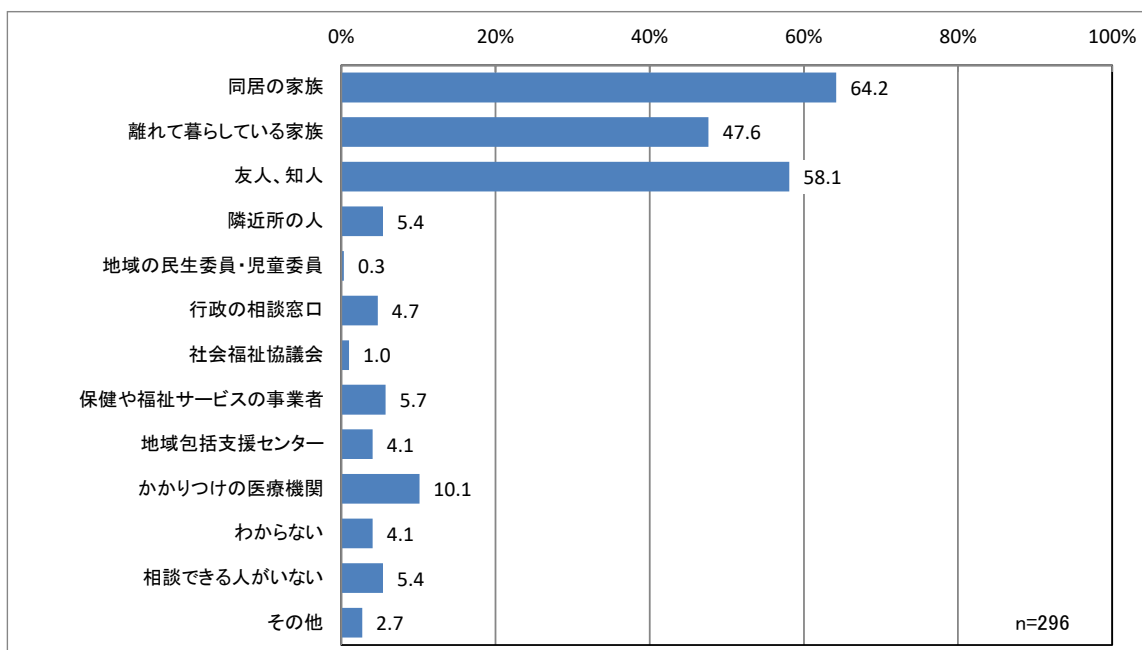
## 問5 福祉に関わる課題や問題（複数回答）

「高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯に関する問題」が42.2%で最も多く、次いで「介護を要する高齢者に関する問題」32.8%、「道路や公共施設、住居等の整備に関する問題（高齢者・障がい者や子ども連れに配慮されていない など）」32.4%の順となっています。



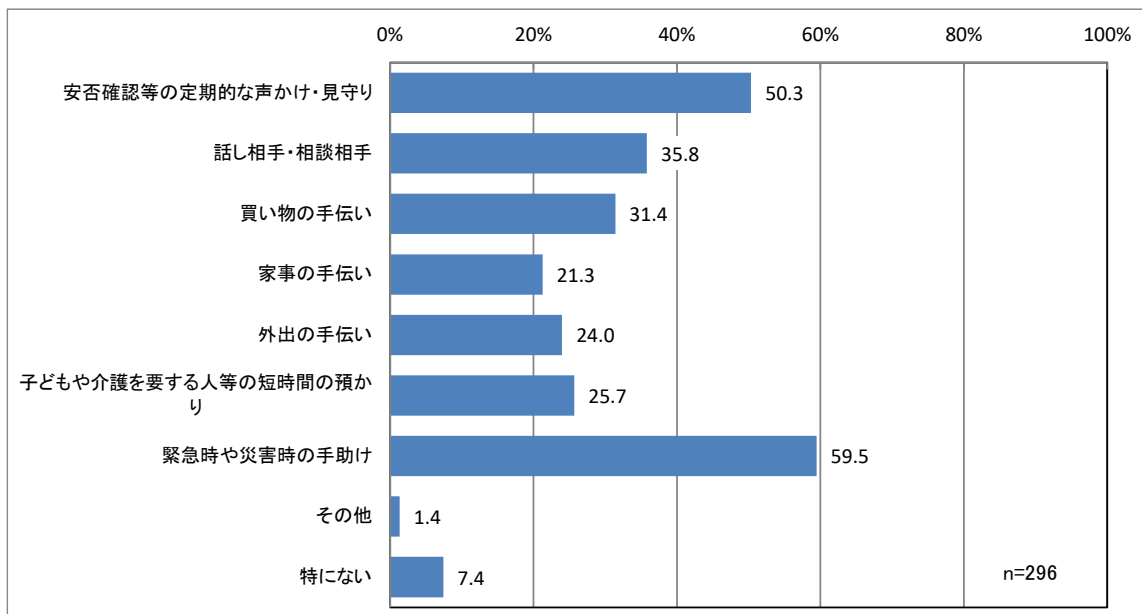
## 問6 悩みや心配ごとの相談先（複数回答）

「同居の家族」が64.2%で最も多く、次いで「友人、知人」58.1%、「離れて暮らしている家族」47.6%の順となっています。



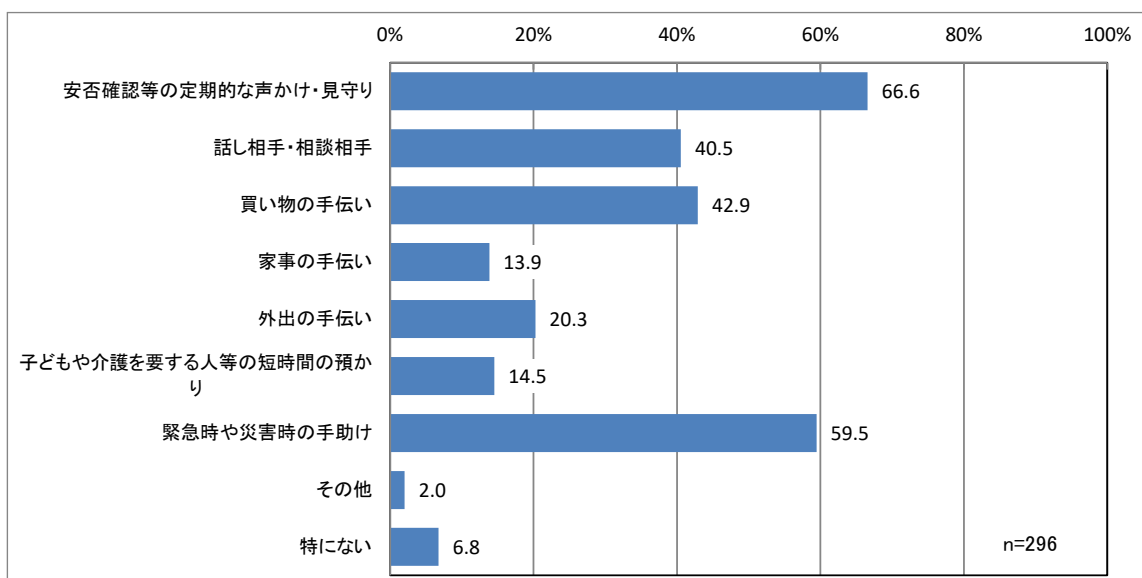
### 問7 地域の人にしてほしい支援（複数回答）

「緊急時や災害時の手助け」が59.5%で最も多く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」50.3%、「話し相手・相談相手」35.8%の順となっています。



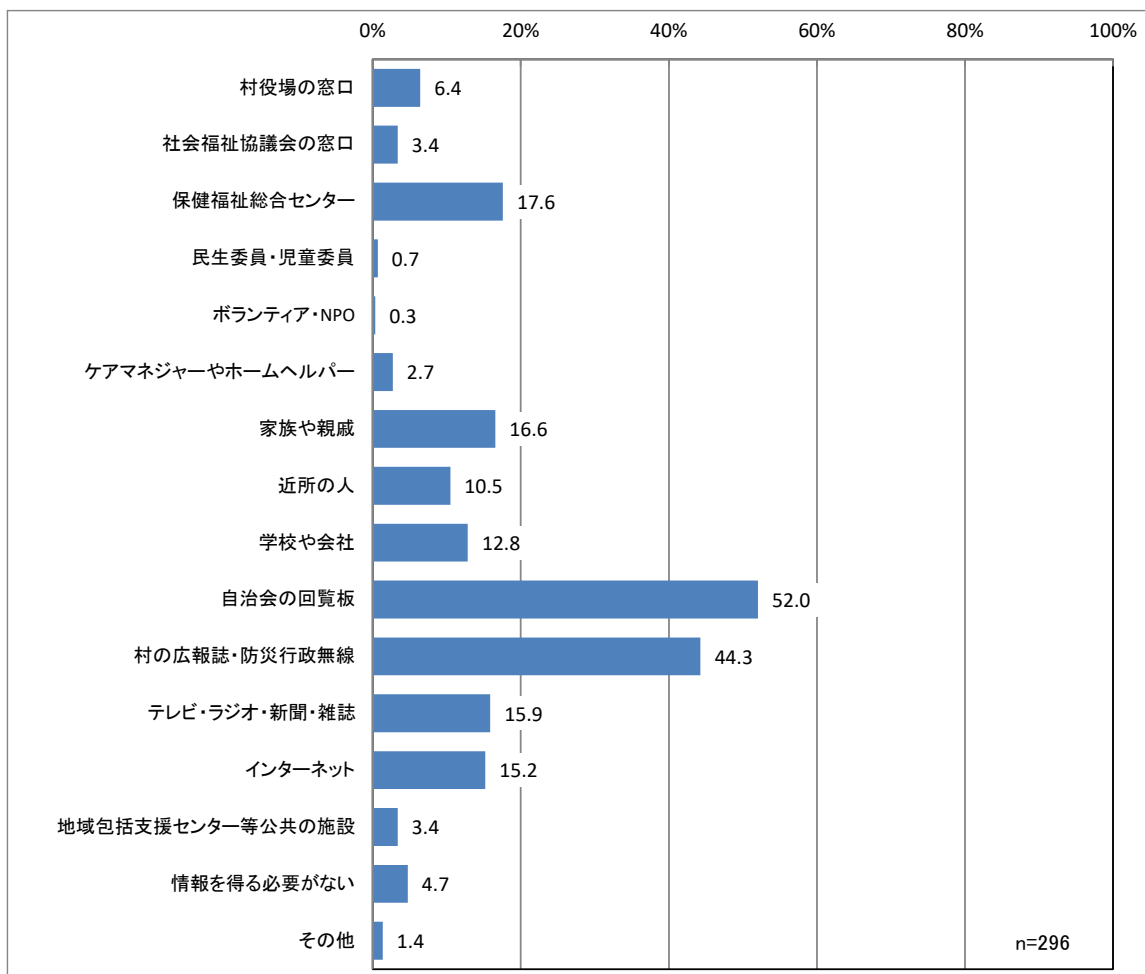
### 問8 地域の人に自分ができる支援（複数回答）

「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が66.6%で最も多く、次いで「緊急時や災害時の手助け」59.5%、「話し相手・相談相手」40.5%の順となっています。



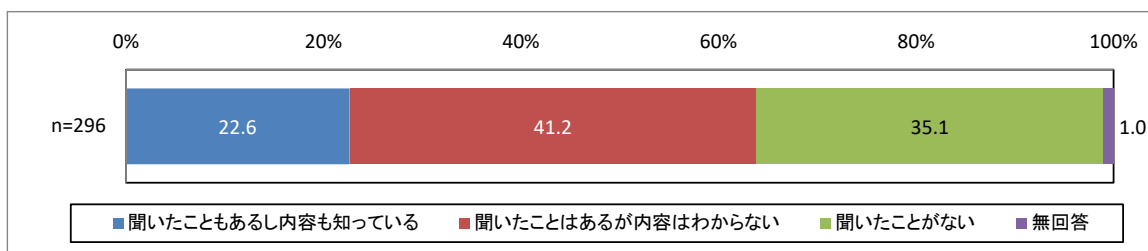
### 問9 「福祉サービス」に関する情報の入手方法（複数回答）

「自治会の回覧板」が52.0%で最も多く、次いで「村の広報誌・防災行政無線」44.3%、「保健福祉総合センター」17.6%の順となっています。



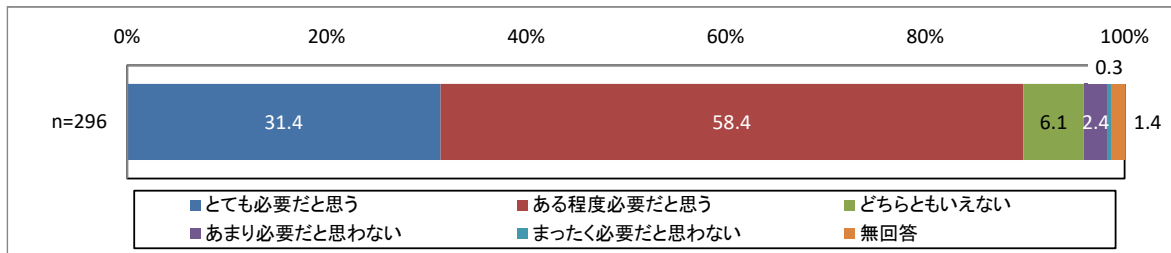
### 問10 「地域福祉」という言葉の認知度

「聞いたことはあるが内容はわからない」が41.2%で最も多く、次いで「聞いたことがない」35.1%、「聞いたこともあるし内容も知っている」22.6%の順となっています。



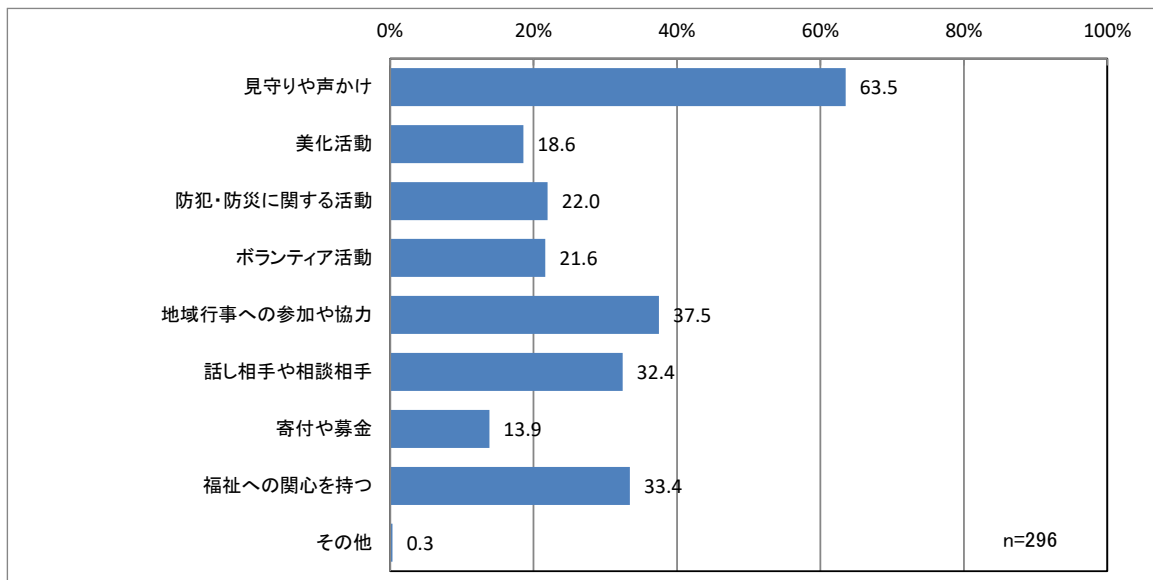
### 問 11 住民同士の助け合いや支えあいの必要性

「ある程度必要だと思う」が 58.4%で最も多く、次いで「とても必要だと思う」31.4%、「どちらともいえない」6.1%の順となっています。



### 問 12 住民が安心して暮らせるようにあなたができると思うこと（複数回答）

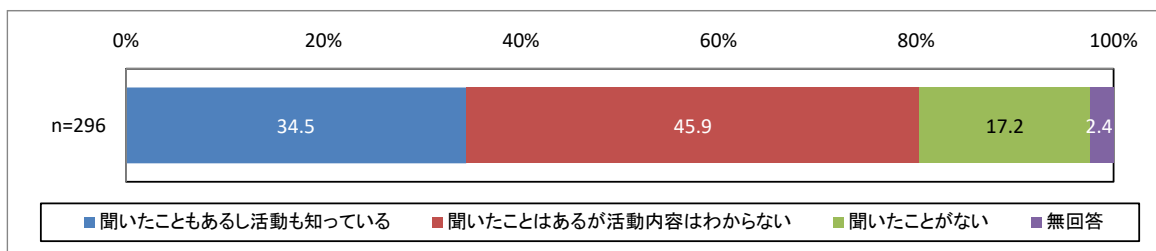
「見守りや声かけ」が 63.5%で最も多く、次いで「地域行事への参加や協力」37.5%、「福祉への関心を持つ」33.4%の順となっています。



## ④ 地域福祉に関わる機関や団体について

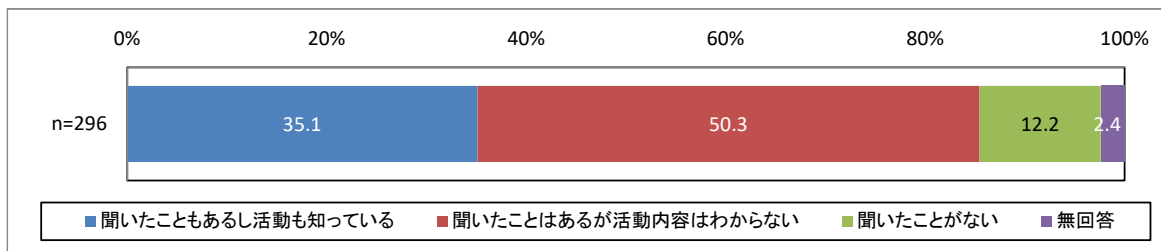
### 問 13 社会福祉協議会の活動について

「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が 45.9%で最も多く、次いで「聞いたこともあるし活動も知っている」34.5%、「聞いたことがない」17.2%の順となっています。



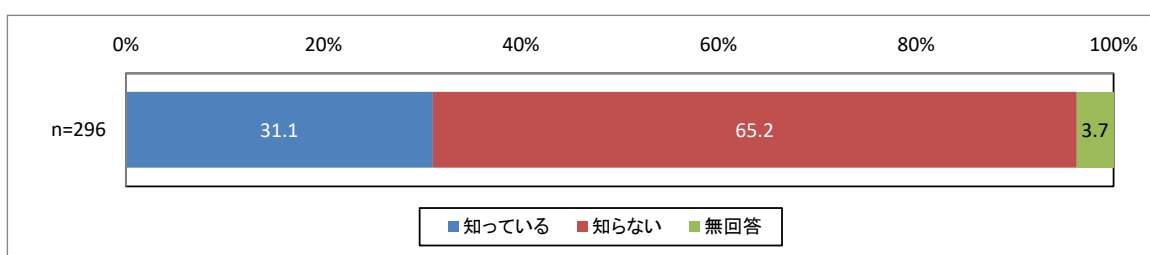
## 問 14 民生委員・児童委員が行う活動について

「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が 50.3%で最も多く、次いで「聞いたこともあるし活動も知っている」35.1%、「聞いたことがない」12.2%の順となっています。



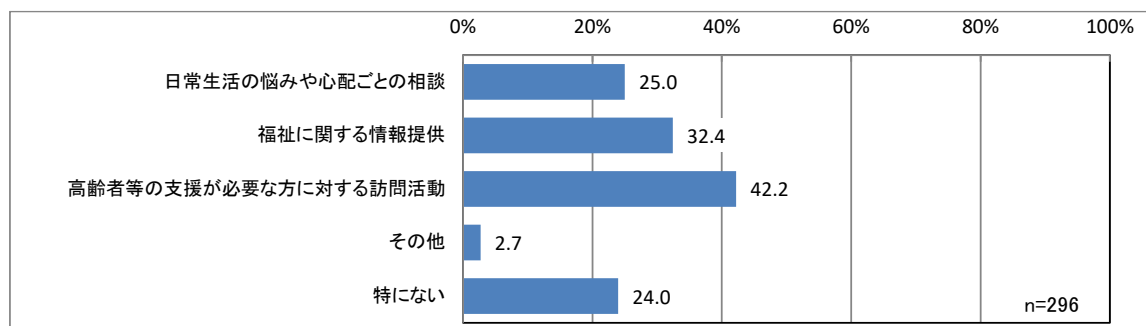
## 問 15 お住まいの地区の担当民生委員・児童委員について

「知っている」が 31.1%、「知らない」が 65.2%となっています。



## 問 16 民生委員・児童委員の活動で今後充実してほしいこと（複数回答）

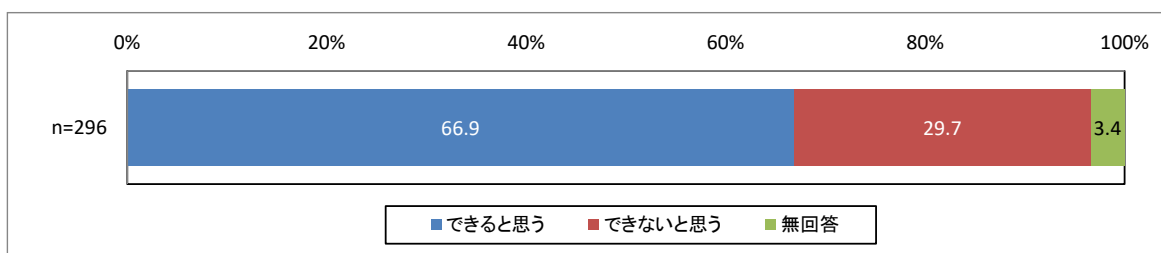
「高齢者等の支援が必要な方に対する訪問活動」が 42.2%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供」32.4%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」25.0%の順となっています。



## ⑤ 災害時の避難について

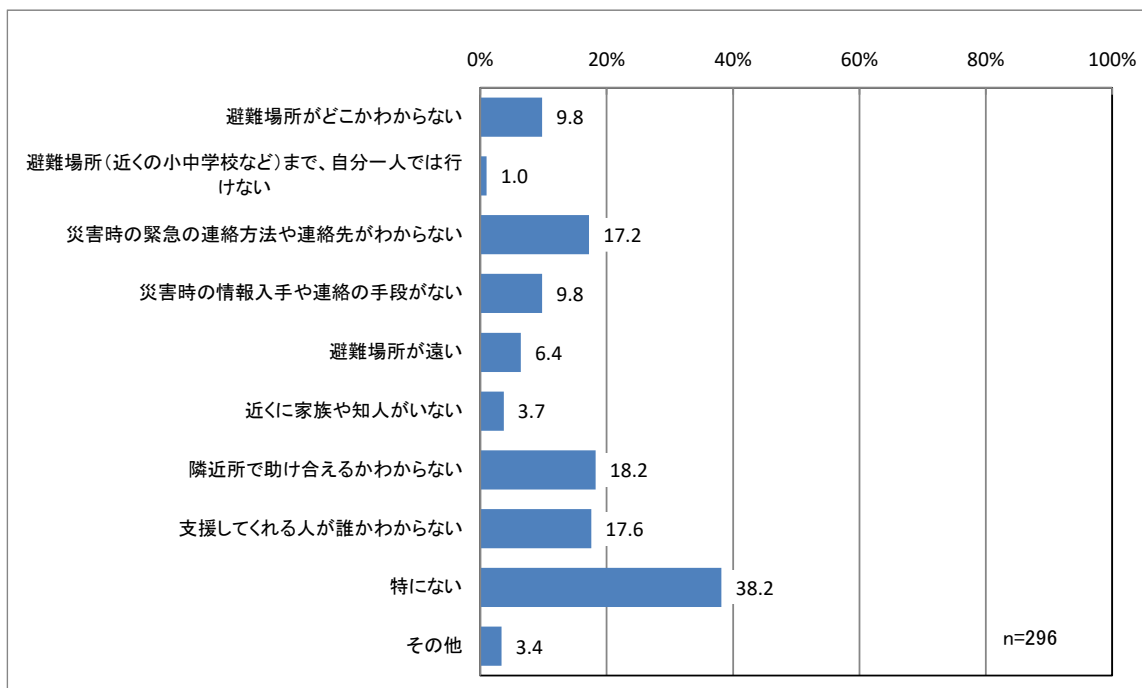
### 問 17 災害など緊急事態が発生した場合の避難について

「できると思う」が 66.9%、「できないと思う」が 29.7%となっています。



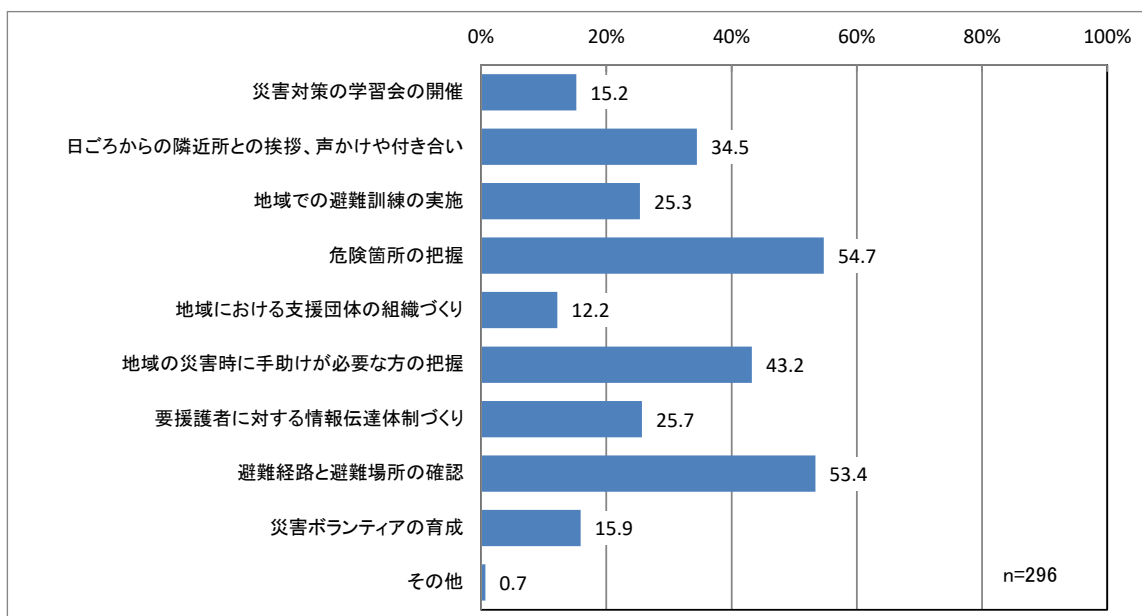
### 問 18 地震や台風などの災害発生時に困ること（複数回答）

「特にない」が 38.2%で最も多く、次いで「隣近所で助け合えるかわからない」18.2%、「支援してくれる人が誰かわからない」17.6%の順となっています。



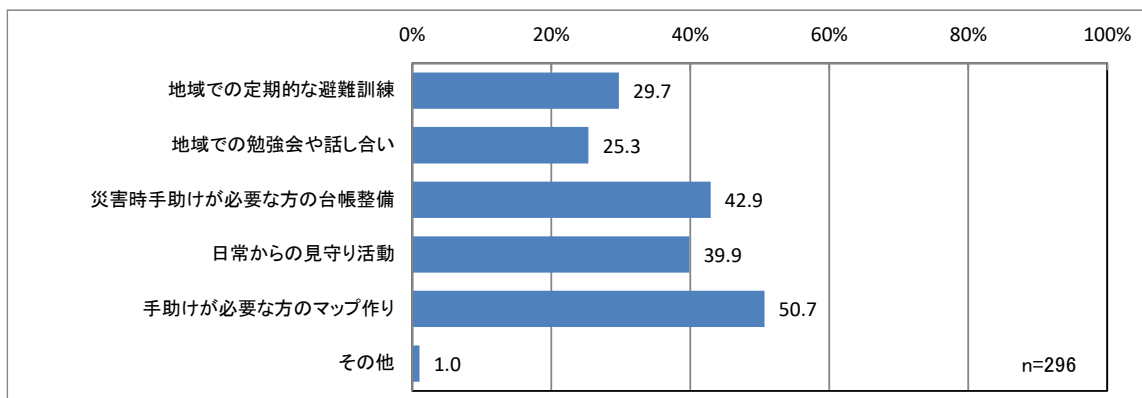
### 問 19 災害発生時の備えとして重要だと思うこと（複数回答）

「危険箇所の把握」が 54.7%で最も多く、次いで「避難経路と避難場所の確認」53.4%、「地域の災害時に手助けが必要な方の把握」43.2%の順となっています。



## 問 20 災害時に住民が支えあう地域づくりに必要なもの（複数回答）

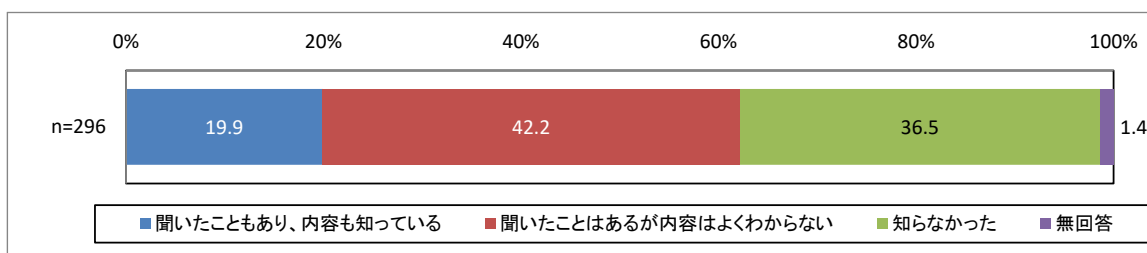
「手助けが必要な方のマップ作り」が 50.7%で最も多く、次いで「災害時手助けが必要な方の台帳整備」42.9%、「日常からの見守り活動」39.9%の順となっています。



## ⑥ 生活困窮者の自立支援について

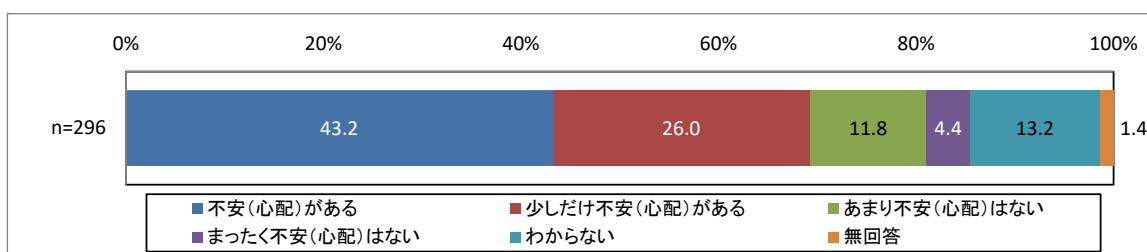
### 問 21 生活困窮者自立支援法（制度）について

「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が 42.2%で最も多く、次いで「知らなかった」36.5%、「聞いたこともあり、内容も知っている」19.9%の順となっています。



### 問 22 生活費に困った場合、役場に相談に行くことに不安を感じるか

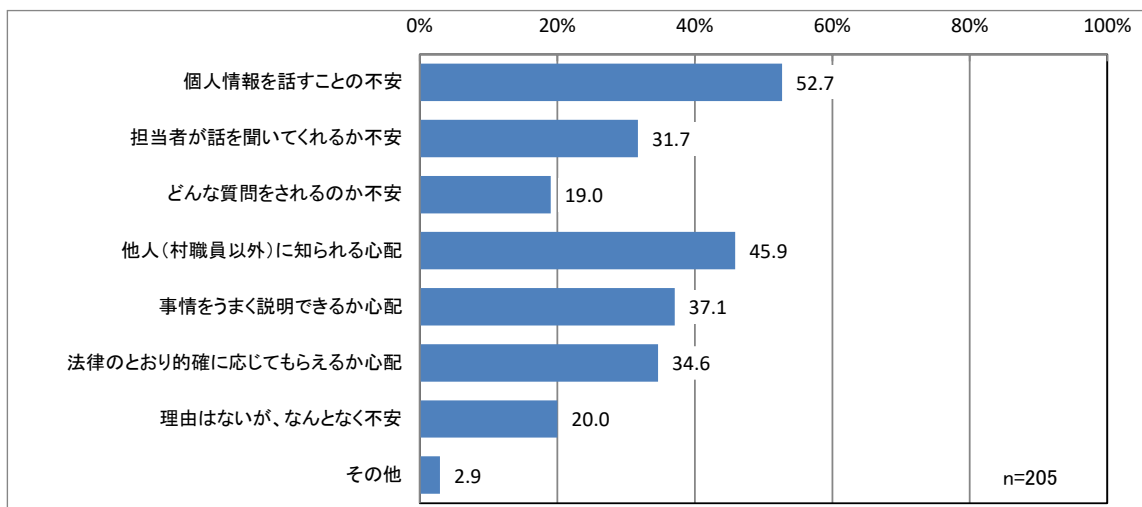
「不安（心配）がある」が 43.2%で最も多く、次いで「少しでも不安（心配）がある」26.0%、「わからない」13.2%の順となっています。



問 22 で「1. 不安（心配）がある」「2. 少しだけ不安（心配）がある」と回答した方におうかがいします。

### 問 22-1 どんな不安や心配があるか（複数回答）

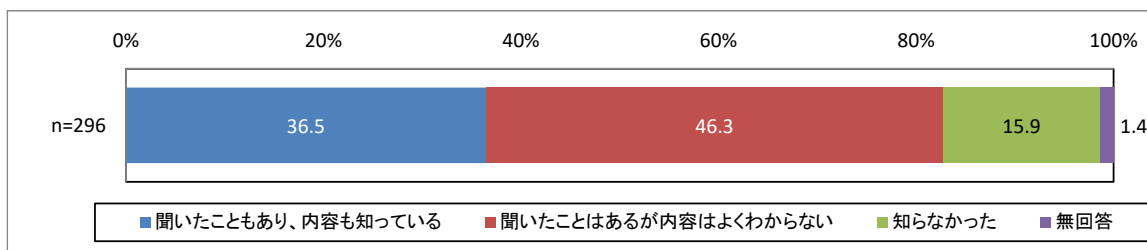
「個人情報を話すことの不安」が 52.7%で最も多く、次いで「他人（村職員以外）に知られる心配」45.9%、「事情をうまく説明できるか心配」37.1%の順となっています。



## ⑦ 共生型施設・住宅について

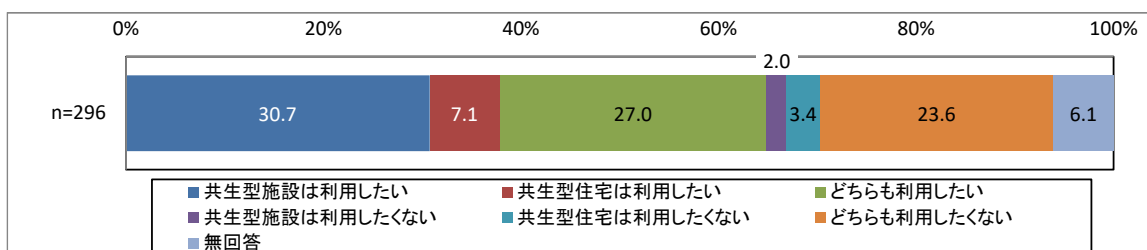
### 問 23 共生型施設・住宅の認知度

「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が 46.3%で最も多く、次いで「聞いたこともあり、内容も知っている」36.5%、「知らなかった」15.9%の順となっています。



### 問 24 共生型施設・住宅の利用意向

「共生型施設は利用したい」が 30.7%で最も多く、次いで「どちらも利用したい」27.0%、「どちらも利用したくない」23.6%の順となっています。

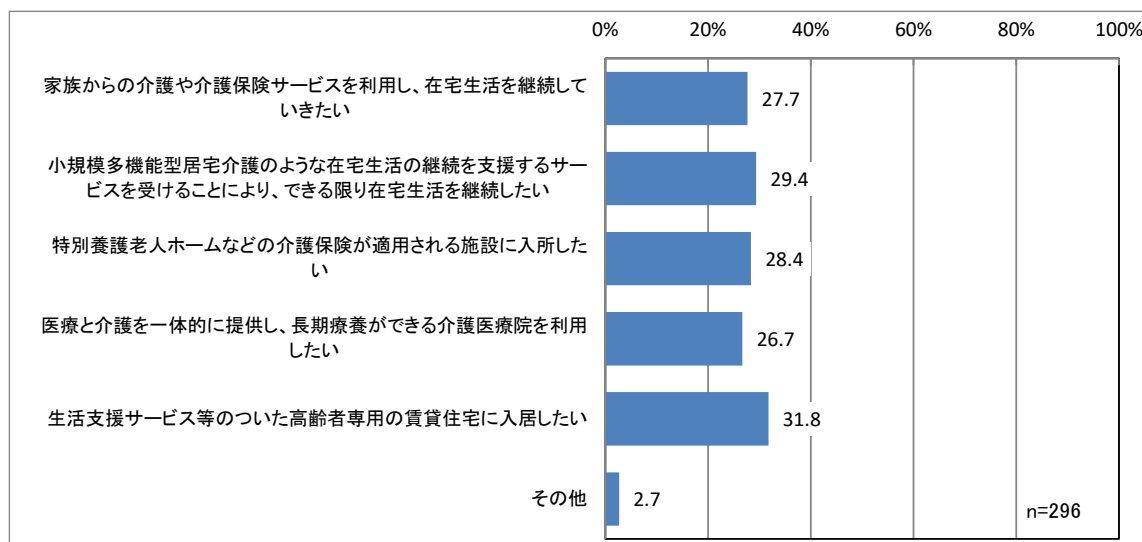




## ⑨ 住み慣れた地域での暮らしについて

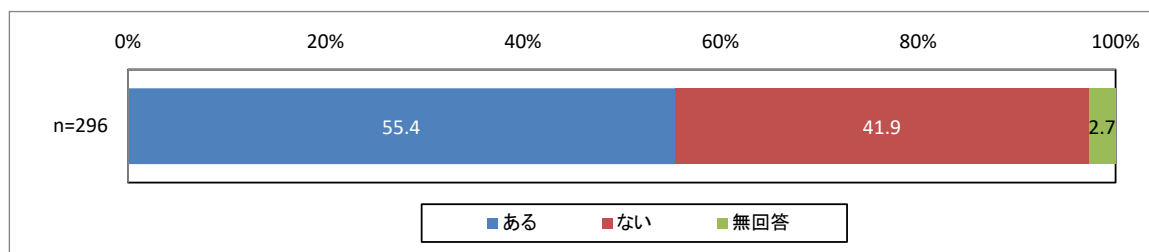
### 問 25 在宅生活を続けていくことが難しくなったとき望むこと（複数回答）

「生活支援サービス等のついた高齢者専用の賃貸住宅に入居したい」が 31.8%で最も多く、次いで「小規模多機能型居宅介護のような在宅生活の継続を支援するサービスを受けることにより、できる限り在宅生活を継続したい」29.4%、「特別養護老人ホームなどの介護保険が適用される施設に入所したい」28.4%の順となっています。



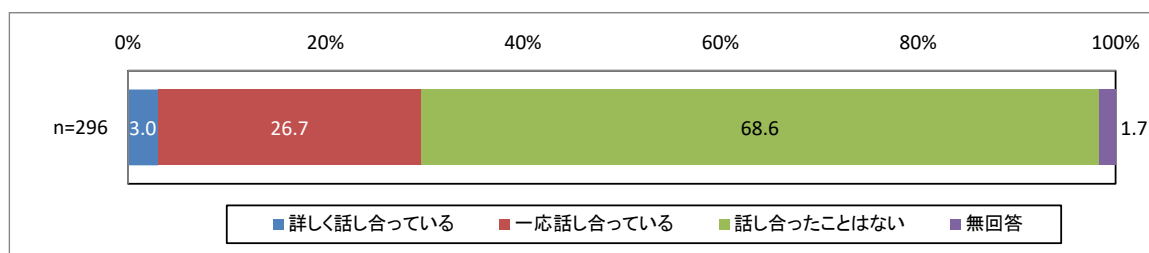
### 問 26 人生の最終段階における医療・療養について考えたことがあるか。

「ある」が 55.4%、「ない」が 41.9%となっています。



### 問 27 人生の最終段階における医療・療養について、家族や医療関係者と話し合ったことがあるか。

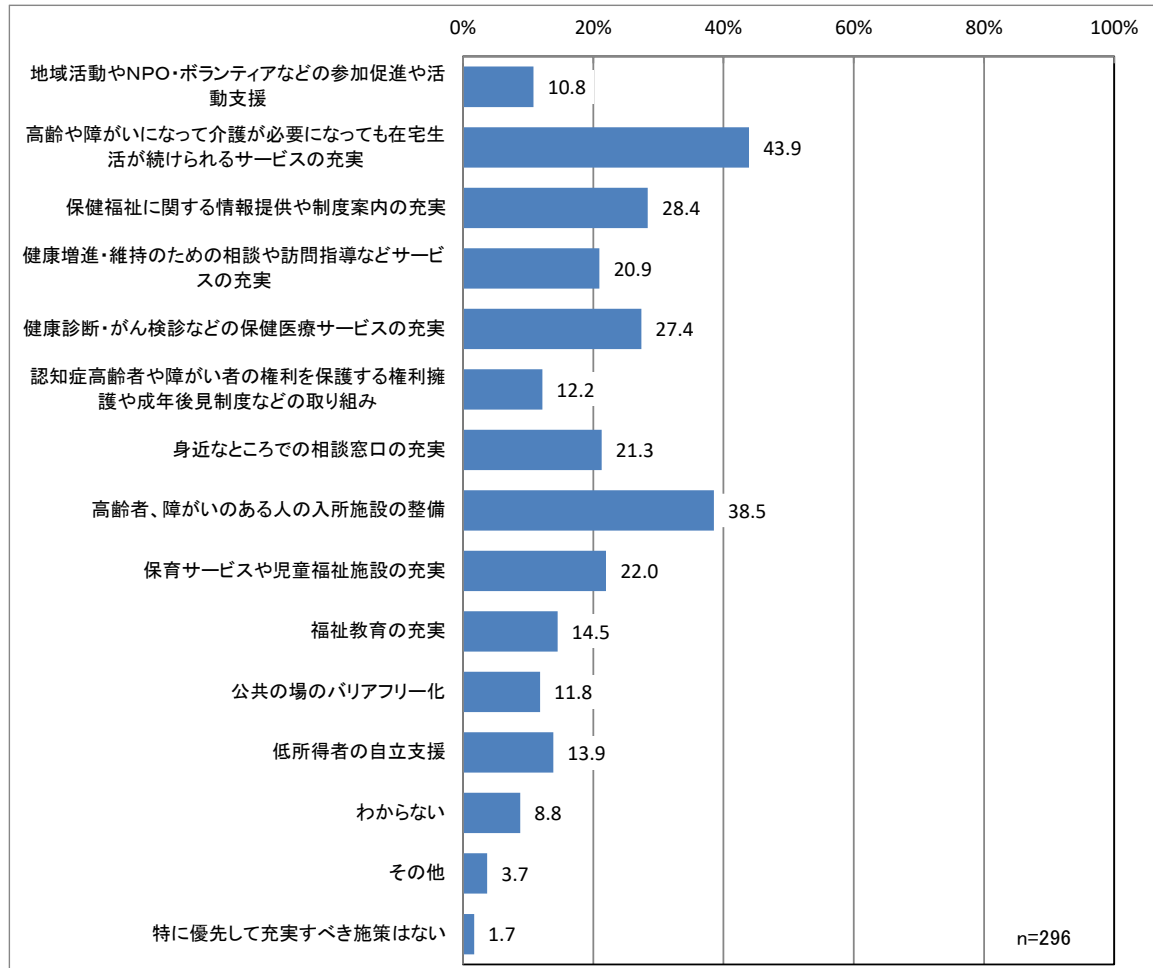
「話し合ったことはない」が 68.6%で最も多く、次いで「一応話し合っている」26.7%、「詳しく話し合っている」3.0%の順となっています。



## ⑧ 今後の地域福祉のあり方について

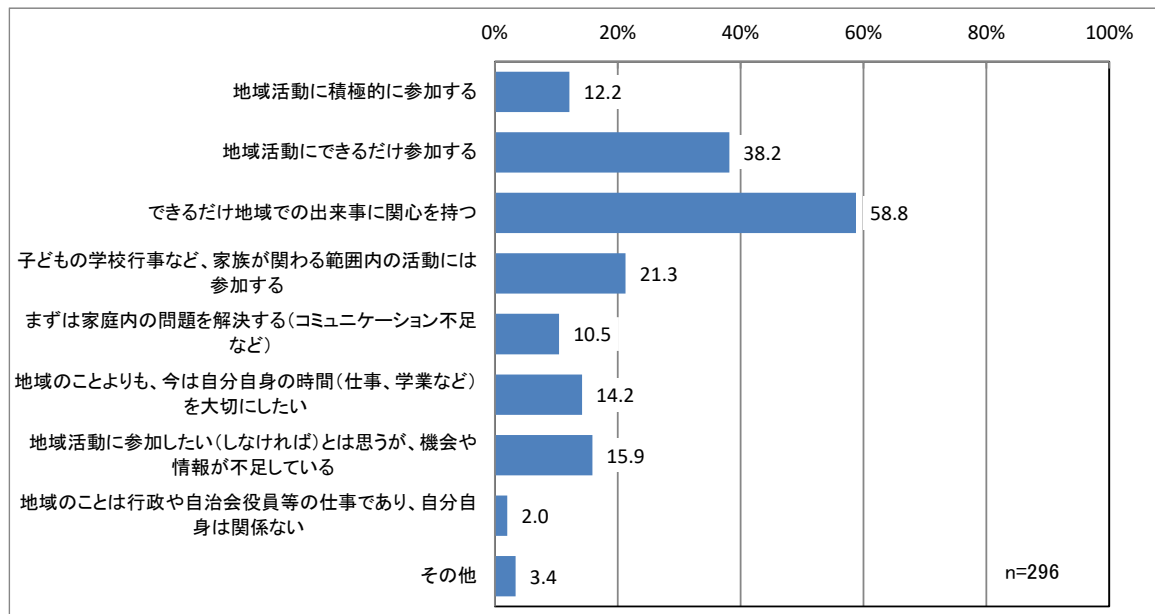
### 問 28 猿払村が優先して取り組むべき施策（複数回答）

「高齢や障がいになって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が43.9%で最も多く、次いで「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」38.5%、「保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実」28.4%の順となっています。



## 問 29 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにできること（複数回答）

「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が 58.8%で最も多く、次いで「地域活動にできるだけ参加する」38.2%、「子どもの学校行事など、家族が関わる範囲内の活動には参加する」21.3%の順となっています。





## 第3章 施策体系



## 第3章 施策体系

### 1 基本理念

猿払村地域福祉計画においては、誰もが住みなれた地域で自立した生活を送り、互いを尊重し合い、共に支えあう地域づくりを目指して、「村民の豊かな暮らしを支える環境がある村」を基本理念としました。

本計画においては、猿払村地域福祉計画の方向性そのままに、基本理念を「村民の豊かな暮らしを支える環境がある村」と定め、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

#### 【基本理念】

### 村民の豊かな暮らしを支える環境がある村

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の4項目を「第2期猿払村地域福祉計画（猿払村地方再犯防止推進計画を含む）における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
基本目標2	安心して暮らせる環境づくり
基本目標3	ふれあいとつながりの場所づくり
基本目標4	福祉等を支える人づくり

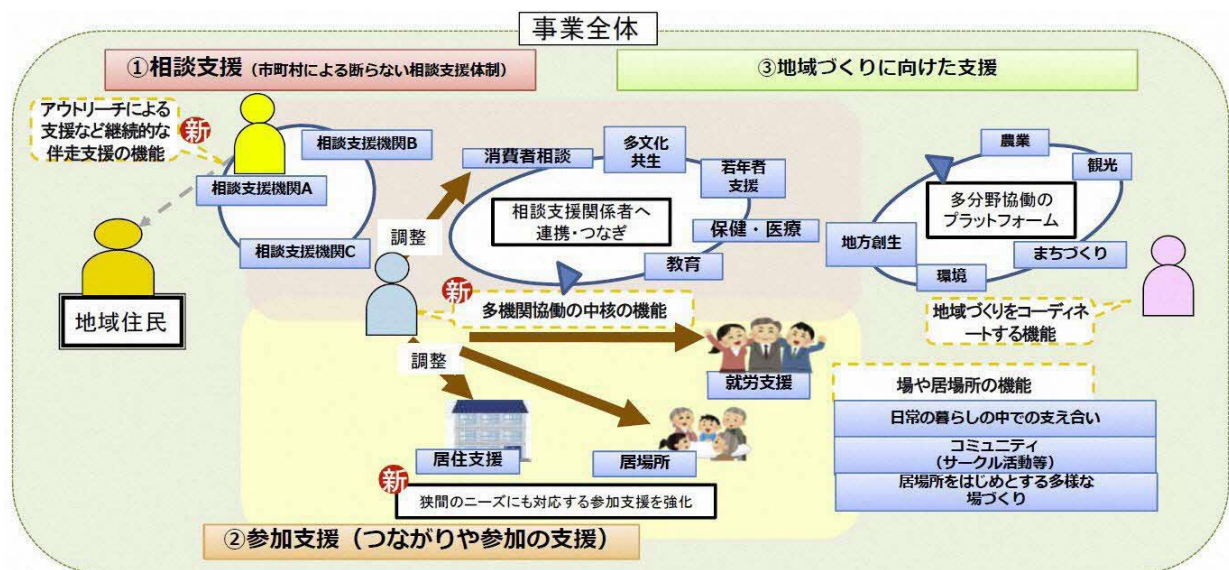
## 2 重層的支援体制整備に関して

### (1) 社会の現状と課題

これまでの日本の公的支援制度では高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉など対象者別・属性別に福祉サービスを提供することで専門的な公的支援が行われてきました。一方で、介護と育児に同時に直面するダブルケア、ヤングケアラーや80代の親が50代の子どもの生活を支えるといった8050問題のような複雑化・複合化したリスクには従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応しきれないケースが発生してきています。

福祉の支援を必要とされる方々を取り巻く状況や問題が複雑化・複合化する中で、対象者の属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を断ることなく適切に対応し、必要に応じて本人・世帯の状態に寄り添いながら、時に段階的で時間をかけた支援を行うなど、地域において計画的に支援することが可能な包括的な支援体制の整備が求められています。

そのため、本村でも地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する中で、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを生かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するさらなる包括的な支援体制を構築するための検討を、現在における課題の一つと考えています。



- ※ 「8050」 …… 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯
- ※ 「ダブルケア」 …… 介護と育児に同時に直面する世帯
- ※ 「ヤングケアラー」 …… 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども



## (2) 各事業の基本的な考え方

### ①相談支援事業

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮者自立支援を所管する保健福祉課が中心となり、各支援機関との連携を図り実施について検討します。

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める包括的支援相談窓口の設置又は体制づくりを検討します。

### ②参加支援事業

複雑化・複合化した課題に対応できるよう、支援ニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行えるコーディネーターの養成を検討し、新たな社会資源の開拓や既存の社会資源の拡充を図るなど、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応可能な体制の構築を検討します。

### ③地域づくり事業

通いの場、認知症カフェなど住民参加型の取り組みを今後も増やすとともに、今後は公民館等の活用なども含め、世代や対象に限定されない住民同士が出会い参加できる場や居場所の創出を目指します。

### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会から孤立している世帯や公的支援制度の対象要件に満たない制度の狭間にある対象者を地域での気づきから支援体制への円滑なつながりができる体制の構築を検討します。

自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況であっても支援を求めている人への支援ができるよう、アウトリーチを含む継続的な支援を行える体制づくりを目指します。

※ アウトリーチ・・・生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取り組み

### ⑤多機関協働事業

社会福祉協議会の総合相談の窓口など村内のさまざまなネットワークや協議会などを活用し、事業実施に向けた検討を行います。要保護児童対策地域協議会や地域包括ケア会議などの既存の多機関協働、専門職参加の協議会での取り組みを広げることで、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい支援対象者等への課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、支援の方向性の整理を行える体制づくり、ネットワークの構築を目指します。

### 3 計画の体系図

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み
村民の豊かな暮らしを支える環境がある村	基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1 サービスを利用しやすい環境づくり	(1) 相談支援体制の整備
			(2) 情報提供体制の充実
		2 サービス向上の仕組みづくり	(1) 福祉サービスの充実
			(2) 人権の確保
			(3) 生活困窮者への自立支援の充実
	基本目標2 安心して暮らせる環境づくり	1 安心・安全を支える体制づくり	(1) 防犯体制・交通安全対策の推進
			(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化
			(3) 誰もが暮らしやすい環境の整備
	基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり	1 住民がつながる場所づくり	(1) ふれあいの充実
		2 地域における連携の体制づくり	(1) 身近な情報の活用
	基本目標4 福祉等を支える人づくり	1 福祉等意識向上の体制づくり	(1) 福祉意識の醸成
2 みんなに出番のある地域づくり		(1) 民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、福祉団体等の活動の促進	

## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1

### 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

#### 1 サービスを利用しやすい環境づくり

##### (1) 相談支援体制の整備

地域福祉は関連する分野が多様で広範囲にわたり、保健、教育、防災、住民活動等、行政における担当部署も多岐にわたります。

本村においても、高齢者や障がい者、子育て家庭、虐待等それぞれの立場の人に対応する相談窓口を設けています。

アンケート調査では、今後取り組むべき施策として「身近なところでの相談窓口の充実」という意見も多いことから、相談体制についての更なる充実が求められています。

今後、少子高齢化や世帯の小規模化が進むなか、多様な福祉ニーズに対応していくため、相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりや相談員の資質向上等に取り組むことなど、相談窓口の機能充実を図るとともに、専門性の高い相談支援を推進し、関係機関との連携を強化する必要があります。

##### 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み（自助）
○困りごとや不安を抱え込まず、身近な相談先や相談窓口を積極的に活用しましょう。 ○地域に困っている人がいたら声をかけ、身近な相談先や相談窓口を紹介してあげましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○民生委員・児童委員、保護司、ボランティア等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。
行政の取り組み（公助）
○広報紙やホームページ等を通じて、相談窓口の認知度向上に努めます。 ○各種相談窓口、関係機関・団体との連携に努めます（更生保護地域連携拠点事業への参画）。 ○各種相談員の資質の向上を図るため、研修等の機会の充実を図るとともに、専門的な人材の育成に努めます。

## (2) 情報提供体制の充実

福祉に関わる制度やサービスは、近年めまぐるしく変化しているため、福祉サービス内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助けあい活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

現在、村や社会福祉協議会では、福祉サービスに関する様々な制度やサービスに関する情報が、サービスを必要とする人に的確に伝わるように、ホームページや広報紙などの媒体を活用した情報提供に取り組んでいます。

アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手方法として「村の広報紙・防災行政無線」という意見が多くなっています。

今後も、様々な媒体や地域行事などを活用した情報の伝達など、更なる情報提供体制の充実が必要です。

### 【取り組み内容】

<b>住民一人ひとりの取り組み（自助）</b>
○福祉の制度やサービス等に関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。 ○広報紙やホームページなどの情報を確認しましょう。
<b>地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）</b>
○地域行事や回覧板を活用した情報の提供を行いましょ。う。 ○活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょ。う。
<b>行政の取り組み（公助）</b>
○広報・ホームページなど様々な媒体を活用した情報の提供を行います。 ○広報紙やパンフレットなどの紙媒体での情報については、読みやすくわかりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫します。 ○福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供します。

## 2 サービス向上の仕組みづくり

### (1) 福祉サービスの充実

すべての住民が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して自立した生活を送るためには、質の高い多様な福祉サービスの充実が必要です。福祉サービスについては、従来、行政が中心となって提供してきましたが、最近では介護保険法や障害者総合支援法等にみられるように、さまざまな主体により、サービスが提供されるようになっていきます。

本村では、現在、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など各分野において、さまざまな福祉サービスが展開されていますが、地域における問題は、複雑及び多様化してきており、一人ひとりに合った適切なサービスの提供が求められています。

アンケート調査結果から、猿払村が優先して取り組むべき施策において、「福祉サービスの充実」に関する回答が多くみられました。

多様化する福祉サービスのニーズに、よりきめ細かに対応するためには、制度内の福祉サービスの充実とあわせて、住民、ボランティア、企業、社会福祉施設などとも連携しながら、質・量ともに十分なサービスを確保していくことが必要です。

#### 【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）
○自分の生活にかかわる福祉等サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○サービス事業者は保健・医療・福祉専門職の研修会や勉強会、情報共有の機会に積極的に参加しましょう。
○民生委員・児童委員、保護司、ボランティア等は積極的に研修会等に参加しましょう。
行政の取り組み（公助）
○「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい者福祉基本計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの充実に努めます。
○地域ケア体制の核としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
○障がいのある人の自立と社会参加の促進、保護者の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の充実を図ります。
○子育て中の親が交流したり、気軽に相談できる場として、子育て支援センター等の充実を図るとともに、必要とされる保育サービスの充実を図ります。
○福祉サービス提供者に対し、質の高いサービスを提供するための研修や講習会等の情報を提供し、技術の向上を図ります。
○更生保護地域連携拠点事業が開催する協議会、研修会に参加し、連携強化に努めます。

## (2) 人権の確保

地域福祉を推進する上で支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人が、適切な福祉サービスを利用するには、権利の行使を援助する制度、仕組みが必要です。

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進することが必要です。

### 【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）
○成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。 ○虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、行政や警察に通報しましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。 ○サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。 ○虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。
行政の取り組み（公助）
○成年後見制度についての相談窓口である猿払村成年後見支援センターを充実し、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。 ○社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（権利擁護）の普及・啓発に努めます。 ○さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務など虐待防止に関わる情報を伝え、住民の意識啓発を図ります。 ○個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。 ○成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、計画の策定を検討します。



### (3) 生活困窮者等への自立支援の充実

生活に困窮している人の背景には、勤労世代の収入の減少や高齢化による経済的困窮、社会的孤立などのさまざまな要因が複合的に絡んでいます。

生活困窮の問題解決には、多くの関係機関と連携することで、初めてその本質にたどり着くことが出来るものであり、現存する社会資源を適切に活用していくことが求められます。

このため他の専門機関と連携体制の強化など、生活困窮者の自立支援に向けた支援体制の整備が求められています。

また、生活困窮者等は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者等を早期に把握・支援するためには、地域に住む人の制度に対する理解や、地域ネットワークの強化が必要です。

#### 【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）
○日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。 ○必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。 ○気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。 ○民生委員・児童委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。
行政の取り組み（公助）
○生活困窮者自立支援法等に基づき、道や社会福祉協議会等が実施する事業について、村広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。 ○経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、道の振興局や稚内市社会福祉協議会自立生活支援センターなどの関係機関との連携を図ります。 ○ケアラー支援に関する講演会、研修会等に積極的に参加し、ケアラー支援についての知識と理解を深めること

## 1 安心・安全を支える体制づくり

### (1) 防犯体制・交通安全対策の推進

近年、経済の低迷を受け、犯罪率及び再犯率の増加、また犯罪そのものが巧妙及び悪質化・凶悪化してきています。その上、人口の減少にともない地域における住民の目が行き届かなくなっており、児童の登下校時の犯罪被害や昼間一人きりになる高齢者の悪徳商法被害など、住民が犯罪に巻き込まれる状況も多くなっています。また、交通安全については、高齢者が関係する（加害者・被害者）交通事故等も多発しています。

地域における防犯体制として、戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合い、回覧板や広報などを活用して情報を提供など、行政だけでなく、住民や関係団体と協働のもと犯罪の未然防止、拡大防止、再犯防止に取り組んでいくことが求められます

また、交通安全対策については、環境の整備のみならず、高齢者、子どもや障がい者に対して思いやりの心を持って誰もが接し、交通安全に対する強い意識を持つことが必要です。

#### 【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○不審な人や車を見かけたり、不審な電話などの被害にあったら、周りの人や警察、役場に連絡・相談しましょう。</li> <li>○防犯知識を身につけるとともに警察などの犯罪情報に留意し、自らの安全確保だけでなく、身近な子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう気をつけましょう。</li> <li>○住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。</li> </ul>
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合いましょう。</li> <li>○不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。</li> <li>○学校やPTAなどの関係団体や警察など公的機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動や交通安全対策を進めましょう。</li> <li>○子どもの見守り等の活動をさらに推進しましょう。</li> </ul>
行政の取り組み（公助）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察をはじめ各関係団体、地域の協力を得ながら、犯罪の防止に関する助言や情報提供を行い、住民の安全確保のための施策を推進します。</li> <li>○住民の防犯（再犯防止を含む）や交通安全意識を高めるため、広報紙での周知啓発や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。</li> <li>○「社会を明るくする運動」の趣旨を広めるよう保護司等が行う啓発活動に協力します。</li> <li>○あいさつ運動や声かけなど、地域が進める見守り、助け合いの仕組みづくりを支援します。</li> </ul>

## (2) 災害時や緊急時の支援体制の強化

すべての住民が、住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に安全、迅速に避難できるなど、防災体制の整備が必要です。

アンケート調査によると、3割近くの住民が「災害時に適切な避難ができないと思う」と回答しており、災害発生時に困ることとしては、「隣近所で助け合えるかわからない」、「支援してくれる人が誰かわからない」、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」とした意見が多くみられました。また、地域の人にしてほしい支援、地域の人に自分ができる支援ともに、「緊急時や災害時の手助け」が多くなっており、緊急時や災害時に関する意識の高さがみられます。

今後、避難体制や要援護者への支援体制の整備を行うとともに、災害時に備えた地域活動を促進していくことが必要です。

### 【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）
○災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。 ○災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をしましょう。 ○自分の身は自分で守るという意識を持っておきましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の要援護者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。 ○高齢者や障がいのある人も参加して、日ごろから地域単位で防災訓練を行いましょう。
行政の取り組み（公助）
○避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、ホームページのほかハザードマップなどによる啓発・広報を行います。 ○避難所において災害時要援護者が適切な支援を受けられることができるよう体制の整備に努めます。 ○災害別の避難場所や避難経路の周知、講座や広報紙等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。 ○万一の災害の場合に迅速な避難ができるよう、避難訓練等の開催を行います。 ○避難行動要支援者名簿を更新し、民生委員、社会福祉協議会、警察等の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。

### (3) 誰もが暮らしやすい環境の整備

全ての住民が安心して快適に生活するためには、道路や各種施設等、地域全体の生活基盤の整備が必要です。また、高齢者や障がい者等、支援を必要とする人が、地域で自立して生活するためには、外出のための移動手段の確保が重要になります。

全ての人にとってやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備が必要です。

#### 【取り組み内容】

<b>住民一人ひとりの取り組み（自助）</b>
○高齢者や障がい者等の移動を手助けしましょう。 ○利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えましょう。
<b>地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）</b>
○地域で道路等の危険箇所を把握し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者など、それぞれの管理者に意見・要望を伝えましょう。
<b>行政の取り組み（公助）</b>
○村民が安心安全に生活できるよう、道路の整備や改修、それらに関わる要請を進めます。 ○村民の重要な足として役割をもつ福祉タクシーやデマンドバスなどの維持や利便性を高め、村民の暮らしを支えます。

#### (4) 自殺対策を視野に入れた支援の充実

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう地域レベルの実践的な取り組みを中心とするものへと、転換を図っていくことが必要とのことから、国では自殺大綱を見直しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、自治体、関係団体、民間団体、地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。自治体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、地域住民にも自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む必要があり、猿払村健康増進計画に取り組み内容の整備を行います。

##### 【取り組み内容】

<b>住民一人ひとりの取り組み（自助）</b>
○こころの健康に関心を持ちましょう。 ○悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。
<b>地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）</b>
○自殺言動がある方などの情報を関係機関へ連絡しましょう。 ○自殺言動がある方などを相談窓口へつなげましょう。
<b>行政の取り組み（公助）</b>
○自殺言動のある方などの情報共有を行うとともに、相談体制の充実を図ります。 ○関係機関と連携をとりながら専門的な知識を持つ人材育成を図ります。 ○自殺対策への知識を啓発するとともに、相談窓口を周知し自殺予防に取り組めます。 ○猿払村健康増進計画に取り組み内容の整備を行います。

## 1 住民がつながる場所づくり

### (1) ふれあいの充実

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの基本となるのは、個人の活動も大切ですが、身近な地域の中での人と人との「つながり」が、より地域の力を育みます。しかし、近年、隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足、地域行事など交流機会の減少などが指摘されています。

アンケート調査の結果では、近所づきあいの頻度で「あいさつをする程度の付き合い」とした回答が半分近くを占め最も多くなっています。

地域の問題の解決のためには、同じ地域に住む人同士が知り合い、助け合う意識を持つことが大切であり、このような助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものです。地域の中で、住民同士が自然に交流できる場づくりや、日頃からのあいさつ・声かけ等による交流・ふれあいを促進することが必要です。

#### 【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。</li> <li>○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を持ちましょう。</li> </ul>
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員・児童委員など、地域全体で連携・協力して、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に訪問や安否確認などの見守り活動を行いましょう。</li> <li>○地域であいさつ運動や声かけ運動を展開しましょう。</li> <li>○地域の気軽に様々な住民が参加できる行事やイベントを企画・開催し、交流の機会を広げましょう。</li> <li>○地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進しましょう。</li> </ul>
行政の取り組み（公助）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもから高齢者まで、また、障がいの有無等にかかわらず、様々な住民同士が交流できる場・機会づくりを促進します。</li> <li>○各地域で行っている行事やイベントなどに関する情報を収集し、広報紙やホームページなどで提供します。</li> <li>○高齢者の孤独感や閉じこもりを解消するため、地域での高齢者同士の交流や子ども達との交流を促進します。</li> <li>○子育て中の親同士が、子どもを含めて交流できるような場や機会を提供します。</li> </ul>



## 2 地域における連携の体制づくり

### (1) 身近な情報の活用

地域のことをよく知らないと、隣近所や地域の中での関係が薄れていきます。住民がお互いに理解し合う関係を構築するためには、地域内のつながりが重要になります。

近年は、近所付き合いや地域での活動を通じた情報交換の機会が減り、身近な地域の情報が素早く伝わらないといった可能性も出てきました。

地域の活動や交流の機会を通じて情報を伝え、みんなが共有できる体制を整え、地域住民をはじめとして民生委員・児童委員、ボランティア等や、各種団体、社会福祉協議会などが互いに交流・連携を深めるとともに、団体間や地域間で協力しながら活動を充実させ、地域の連携体制を整えることが必要です。

#### 【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）
○地区の広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。 ○地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょう。 ○ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動の中で、民生委員・児童委員、ボランティア等を中心に、身近な地域での福祉情報を共有しましょう。 ○地域の活動や行事を通じて、ひとり暮らしの高齢者などの情報を地域の中で共有しましょう。
行政の取り組み（公助）
○個人情報の管理について、民生委員・児童委員の研修や学習会の充実を図ります。 ○各地区の地域活動について情報提供を行います。

## 1 福祉等意識向上の体制づくり

### (1) 福祉等意識の醸成

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、自助、共助による地域福祉の重要性を理解することが必要です。

アンケート調査の結果では、福祉に関して「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた「関心がある」とした回答が8割近くを占めます。また、地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支えあいの必要性についてどう思うかという設問では、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」をあわせた「必要だと思う」とした回答が9割近くを占めています。

全ての住民が、お互いを正しく理解し、人格を尊重し合うことができるよう、福祉についての教育や啓発活動が必要です。

#### 【取り組み内容】

<b>住民一人ひとりの取り組み（自助）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。</li> <li>○家庭内で福祉等について話し合う機会を持ちましょう。</li> <li>○広報紙やパンフレットなどをきちんと読み、福祉等に関する正しい知識を得ましょう。</li> </ul>
<b>地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体活動の中で、福祉や人権問題、再犯防止等についての学習や話し合いの機会を設けましょう。</li> <li>○地域の行事やイベントでは、高齢者や障がい者、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。</li> <li>○企業は障がいのある人に対する法定の雇用率を守るよう努めましょう。</li> </ul>
<b>行政の取り組み（公助）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。</li> <li>○更生保護に関する情報の広報・啓発に努め、「社会を明るくする運動」の趣旨を広めるよう保護司等が行う啓発活動に協力します。</li> <li>○学校での福祉等教育を推進するほか、さまざまな機会を利用し、地域住民の福祉に対する意識の向上や福祉についての教育を推進します。</li> <li>○企業に障がいのある人に対する法定の雇用率を守るような広報・啓発に努めます。</li> </ul>



## 2 みんなに出番のある地域づくり

### (1) 民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

民生委員・児童委員、保護司、福祉に関わるボランティア等は、地域福祉等の推進主体として重要な役割を果たしており、高齢者や障がい者等生きづらさを抱える人たちや、子育て家庭への支援等、さまざまな分野で活躍しており、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉等の取り組みを進めていくことが大切です。

アンケート調査の結果では、民生委員・児童委員が行う活動について「活動内容を知らない」とした回答は6割以上となっており、担当の民生委員・児童委員について「知らない」とした回答も7割近くとなっています。

民生委員・児童委員、保護司、ボランティア等の関係団体と連携して活動の周知などに取り組み、関係団体の活動のさらなる活性化を図ることが必要です。

#### 【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み（自助）
<ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員・児童委員、保護司等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。</li><li>○ボランティア等の活動に関心を持ち、参加しましょう。</li><li>○ボランティア養成講座等に積極的に参加しましょう。</li><li>○地域福祉等を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。</li></ul>
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
<ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員・児童委員、保護司、ボランティア等の活動を通じて、支援を必要とする人の早期発見・早期支援に努めましょう。</li><li>○民生委員・児童委員、保護司、ボランティア等と社会福祉協議会、保護司会、自治会等、関係団体との連携・協力関係を深めましょう。</li><li>○ボランティア等に参加しやすいような内容や、参加を促進するための取り組みについて検討しましょう。</li><li>○地域福祉等の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。</li></ul>
行政の取り組み（公助）
<ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員・児童委員、保護司、ボランティア等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。</li><li>○広報紙やホームページを利用して、継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるような体制づくりを図ります。</li><li>○認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、認知症サポーターを養成し、地域において認知症に関する理解の普及を促進していきます。</li></ul>



## 第5章 計画の推進



# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取り組みが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めます。

### (1) 住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあります。

住民自身が自らの地域を知り、考え、地域のさまざまな問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参加することが求められます。

### (2) 福祉サービス提供者の役割

福祉サービス事業者・ボランティア団体などの福祉サービス提供者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知、他のサービス提供者と連携した取り組みを進めることが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が地域福祉に参加するための支援、地域福祉への参加が求められます。

### (3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、猿払村社会福祉協議会を猿払村における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取り組みを推進していきます。

### (4) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。住民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、保健福祉課を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

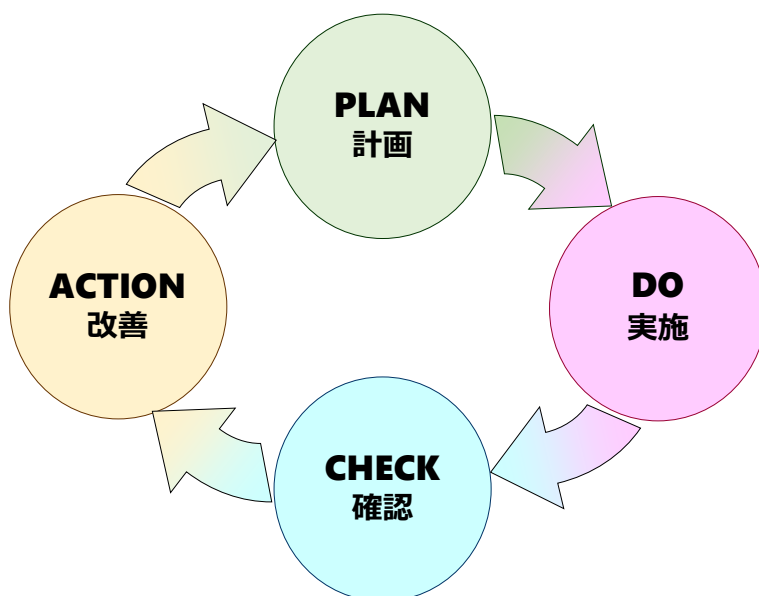
## 2 計画の点検・評価・推進体制

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

その体制としては、「猿払村地域福祉計画策定委員会」の委員を中心に構成し、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、保健福祉課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

そして、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報紙や猿払村ホームページ等、さまざまな媒体を活用して、住民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



○「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（確認）」「ACTION（改善）」のプロセスを順に実施していくものです。